

第2回 上越市自治基本条例見直し検討委員会

と き 平成29年12月20日（水）
午前10時 ～

ところ 上越文化会館 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 条例の検証
- 3 その他
- 4 閉会

「上越市自治基本条例 検証報告書(素案)」意見一覧

※第2回会議に向けた事前意見

No.	素案 該当頁	該当項目	意見内容	委員名
1	4	2-1 人口・世帯	「世帯数は平成22年の……と減少している。」とある。国の場合は1世帯当たりの人員が2.38人とあるので、上越市の数値を掲載してはどうでしょうか。	保坂委員
2	4	2-1 人口・世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・この5年間で少子・高齢化が一層進み、人口減少が国全体の問題となっており、当市でも国以上の事態である。 ・コミュニティの維持が難しく、それに伴い関係条項の規定・意義が出来なくなりつつあり、見直しの必要もあると考える。 ・関係条項の都市内分権、地域自治区、コミュニティ、人材育成は、互換性があり、人口減少、少子・高齢化から論議すべきと考える。 ・都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区、地域協議会、事務所は、当市独特の仕組みで評価すべき制度であるが、協議会発足時の目的・目標についての認識が薄れ、課題・問題点を分析し解決の方法を探るべき時期と思う。自主審議が少ない。市民の認知度が低く、委員の公募者が少なく、女性委員が少ないなど様々な課題がある。平成25年度に検証結果を取りまとめるとあるが、どのような検証がなされ反映されたのか？ ・コミュニティの具体的活動である、地域活動支援事業も、審査、採択基準が不統一で区によって採択される事業も異なり他にも課題が多い。分析が必要で検証されるべきと思う。 ・自治の担い手である、コミュニティ、人材育成は、当市では支援、育成の具体例としてコミュニティ・スクールは市内の全小・中学校に導入されていて、地域の意見が反映され、学校・家庭・地域が一体となって推進され高い評価があるが、地区の公民館は地域・利用団体・公民館が一体となっていないと、人材の育成、コミュニティの活性化はなっていないと思う。地域、利用団体、公民館が一体となったコミセンが導入し人材育成、社会教育が重要。 	矢澤委員
3	6	2-2 産業	上越市の特徴的な産業、特に農業についての記載が欲しいです。	保坂委員
4	6	2-2 産業	<p>産業の項目で、市政運営の基本原則が関連事項である理由は何か？</p> <p>個人的には、この条項はあえて産業の項目に入れる必要はないのではと思います。第3条については、税金などに関わる部分なので入れる事に違和感はありません。</p>	吉田副座長
5	6	2-2 産業	<p>考察①複数の大規模プロジェクト(直江津LNG基地、上越火力発電所、北陸新幹線金沢延伸、上越妙高駅開業)が完成・稼働し、地域経済に好材料になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の地域経済にどう好材料になっているのか？その分析、課題を聞きたい。 ・上越妙高駅の開業が、当市の観光振興にどう寄与し、具体的数字、実績、課題をお聞きしたい。 ・他市との観光連携、特に信越地区(北信州各市)隣の妙高市との連携は？ <p>具体事例、効果、課題について</p>	矢澤委員
6	7	2-2 産業	参考:関係条項の規定と趣旨(抜粋)に、第16条の総合計画を記載したほうが良いと思います。	保坂委員

No.	素案 該当頁	該当項目	意見内容	委員名
7	8	2-3-1 財政運営	<p>情勢分析、考察①現時点では財政の健全性を保っている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市では、オーレンプラザ、新クリーンセンターの完成、新水族館うみがたりの建設、大潟アリーナ、医療センター病院の計画、大型箱物建設が多い。 ・建設費は、国の補助で少ないが、維持費、固定費は増加する。それらの分析見当しはされているのか？ ・人口減少、少子・高齢化等により、税収入は悪化が見込まれ、それに伴い市債残高の増加と財政調整基金残高の減少、標準財政規模の減少等、又大型建設物件の維持費等の増加があり財政の10年後の見通しの見解は？ 	矢澤委員
8	10	2-3-2 地方分権改革	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市のメリット、デメリットは？その分析に伴う中核市に対する当市の考え方は？ ・「提案募集方式」「手上げ方式」の具体的提案事例を述べていただきたい。 その結果、どう反映されたか？ 	矢澤委員
9	12	2-4 情報化	<p>前回会議で指摘したとおりですが、ここは情報共有化ということに絞った方が関係条項との関係からみて適切であると考えます。</p>	吉田副座長
10	15	2-5 人権	<p>参考：関係条項の規定と趣旨（抜粋）に、第21条審議会等2項を記載したほうが良いと思います。</p>	保坂委員
11	—	その他 見直しの全体 スケジュール について	<p>検証の議題が不足しており、スケジュールの見直しを考える。</p> <p>議題追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の会議運営に関する進め方について協議 ・上越市自治基本条例についての説明、検証に関する意見交換 ・市の取組に関する事項について協議（2回～3回程度） ・上越市自治基本条例に関する意見書案の検討（2回程度） <p>上記の議題を協議しないと、報告書のまとめにならないと思う。</p>	矢澤委員

第1回 上越市自治基本条例見直し検討委員会（平成29年11月29日開催）

質疑の概要

■第1回検討委員会の振り返り

○座長、副座長の選出

互選の結果、座長に馬場委員、副座長に吉田委員を選出した。

○検証の進め方

社会経済情勢の変化に照らして、条例の規定を変える必要があるかどうかを検証する。

○報告書（案）のまとめ方

社会経済情勢を捉える項目として、「人口・世帯」などの8つの項目を設定し、それらに関する自治基本条例の条項について、条項そのものの必要性に変化がないか、規定している内容に変更が必要かどうかを検証する構成とする。

○会議の進め方

2回目以降の検討委員会では、8つの項目ごとに検証内容について議論を進め、検証報告書（案）としていく。

以下質疑の概要

○全体の枠組み～「2-1 人口・世帯」に係る質疑

【馬場座長】… 要点の整理

素案の3ページ目、1-2において、8つの枠組みを設定し、それに対応する条例を見ていこうということであった。社会経済情勢をいくつかのカテゴリーに分けてみて、それが条例に影響を与えるのかどうかを見るという大枠で考えていくということであり、その分け方は8つの箱に分けたということであった。その8つの箱で分けた中の「2-1 人口・世帯」という箱の一つで見てみようということになった。現在の人口と世帯の状況、それは国の状況や上越市の状況、その中でも地区ごとに状況としてそれを見た時に、どうなっているのかということが、情勢分析の書き方である。その人口や世帯の変化により影響が出るような条文とはどれかということ、ここでは直接的に6つの条文があるということであった。それらの条文について検証したところ、評価結果は変更の必要なしということであり、それは以下の考察により、変更の必要はないと判断した。という形式で書いてあるということである。

【佐藤課長】… 社会経済情勢の「変化」の捉え方（補足説明）

考え方としては、この条文が作られた当初の考え方をベースとはしているが、変化については、平成24年からこの間までの変化ということである。

【石黒係長】… 分析項目を8つに分けた理由（補足説明）

社会経済情勢は、まず、社会変化を捉える3つの変化（社会環境・自然環境・制度環境）があるが、それらを自治基本条例に当てはめる際に、統計、白書、そして各種データ等と各条文の中身を照らした中で、それらを組み合わせて8つの項目で整理をしたところである。例えば、災害の発生状況については、自然環境や制度環境の観点、国の災害白書や市の防災関連の計画から分析しており、また、社会環境の観点としては、地域コミュニティでの共助の要素も含まれている。そのため、関係条項としては危機管理とコミュニティに関わる条項について検証を行ったところである。

【馬場座長】

検証に当たり、検証方法や見せ方について、そのまま良いかどうか重要な論点となる。この書き方が駄目となると、全体を入れ替えることも出てくるかと思う。字数が多く読みづらいこともあるが、これは仕方がないことである。省略できる部分がなく、これくらいの情報量は必要であるかと思う。

資料を見開きになっているのが大事であり、そうでないと条例との対応関係がよく見えないため、本文を左とするか、または、条文の字の大きさをさらに小さくするくらいの見せ方しかない。

このような形で進めるということで、了承を得られれば、本日はこのような説明を受ける形で進めていく。もし、別の見せ方、検証の仕方も別の方法が良いという場合には、そこで考えなければいけない。

○「2-2 産業」～「2-4 情報化」に係る質疑

【馬場座長】

市の財政運営は、どのような状況までは大丈夫であり、どのような状況になれば明らかに財政破たんになるのか、その差についてなど、後で質問をすれば、事務局も説明ができるかと思うので、そのような観点でチェックをしていただきたい。

【矢澤委員】

非常に抽象的で分かりにくい文章である。そして結局、検証結果はいずれも変更する必要はなしという結論となっている。

例えば、産業の部分では、市民生活や地域に大きなインパクトを与える大規模プロジェクトとして、直江津LNGや火力発電所、そして北陸新幹線の延伸などと書いてある。そしてその考察として、「複数の大規模プロジェクトが完成・稼働し、地域経済にとっての好材料となっている」とあるが、この好材料とは、どのような観点で評価がなされたのか、具体的なものは何も分からない。資料がないのは当然かもしれないが、我々としてはこのような文章を見る際に、具体的な数値やものがないと、これについての真偽が分からない。そのような観点がずっと続いている。それらをもう少し具体的に明らかにしないと、変更する必要なしとの評価とはならないと考える。

【石黒係長】

報告書では、内容をまとめて記載しており、数字などを全てについて掲載してはいない。各統計資料、バックデータ等はあるので、補足として示していきたい。

今回は、議会等に対して市が説明する際に用いた資料など、基本的に一般に公開されている情報を基に整理しているので、それらは検討材料として用意したい。

【馬場座長】

この結論に至るまでのデータの量は膨大であるとのことであり、この会議の場では、バックデータを踏まえた議論はしたほうがよいと思うが、それをパブリックコメントとして出す場合にも、このデータをすべて出すかどうかは次に考えなければいけないことである。

【矢澤委員】

あくまでも希望として、この会議では、それらデータを提示してもらいたい。

【馬場座長】

次回の会議までに、分かりにくい部分について、資料等の提示について要望をしておけば、事務局としても出しやすいと思う。

【大堀委員】

私の地元では、産業というと、まず農業が頭に浮かぶ。この情勢分析の中には農業についての記載はないが、農業はこの項目には入らないのか。

【石黒係長】

分析に当たり、それを自治基本条例の検証の中で、どのように見るかということである。例えば、税という部分では製造業が法人税の大きな割合を占めている。そのような側面もある。また、暮らしという部分では、農業も確かにあるが、この条例の中では、このまちが自立して運営をしていくことが書かれている。それを経済面で支えているものが産業であり、その中でどのように見るかということ、産業の個々の部分というよりは、大きな産業としての構造を見たほうが良いという考え方で分析した。

農業も重要な部分であるため、ご意見として承る。例えば、自治についてであると、このまちの自治と農業について、こういった点で関係があるという点でご意見を頂ければありがたい。

【馬場座長】

資料の中でも、「1次～3次産業別」と書かれているため、その部分の書き方を見直すということだと思う。上越市は農村地域と工業が盛んな地域があるかと思うが、その地域の特性を含め、ここでは少し書き方を修正したほうが良いかと思う。自治とは、そこに人が住み、その地域の自治を担うということからすれば、少し変えたほうが良いかと思うので、事務局で検討のうえ、次回までに掲載が可能であればお願いします。

【吉田副座長】

「2-4 情報化」の考察の部分では、主にオープンデータをどのように扱うかということで、自治の情報共有に関する話であると思う。ただ、情勢分析の3つ目の部分などは、産業に入れても良いような内容にも見える。しかし、関連条項を見ると、やはり情報共有ということがメインとなっている。

この「情報化」といったカテゴリーよりも、「情報共有」あるいは「情報公開」というタイトルとし、その情勢分析の3番目の項目、サテライトオフィスの部分などは産業の項目へ移動したほうが良いと思う。全体的にこの2-4の項目は、あまりすっきりしていないという印象である。

【石黒係長】

情報化は、経済・暮らし・行政の仕組みの3つの側面のいろいろなところに存在するため、そこは敢えて情報化としたところであるが、これはご意見として承る。

【馬場座長】

例えば、大項目の項目名を変更する、情勢分析の部分进行他の部分との間で移動することを検討していただきたい。

【矢澤委員】

「2-1 人口・世帯」について、今は国内、市内全体においても人口減少社会ということで、人口がどんどん減っている。それに対する対策というものが、市の行政でも一番の関心事であると思う。市の人口は20万を割り、19万台に入ってきている。少子高齢化もどんどん進んでいる。地域住民の中ではその認識が非常に強い。しかも、上越市は13区が合併し、中山間地が多い。私は旧市街地に住んでおり、影響はそれほどないが、町内を見ると、ひとり家族、あるいは夫婦二人だけの世帯が多い。中山間地はもっとひどい状況であると思う。

それを思いつつ、この文面を見ると、何か人口減少社会に対する認識が甘いのではと思う。人口減少に対して、コミュニティ、地域自治区、そして人材育成などの条文が関わってくるのだとは思いますが、本当にこの文面でいいのかと思う。10年前、これを作った当初から比べたら、状況は相当変わっていると思う。その辺ももう少し考察を進めて、条文についてもこれで本当にいいのかと一市民として思うところである。

【馬場座長】

それについては、次回、一つ一つの条文のところでもう少し議論をするのが良いと思うがどうか。⇒矢澤委員 了解

【保坂委員】

私も、少子高齢化の問題は上越市ではとても大変であると思う。私の地元は、農業を主体とした地域であり、今後10年を見通して、「ほ場整備」をして田んぼを1ヘクタールにしていこうということで、今、基盤整備の話も出てきている。担い手からやってもらわないと、今までやってきたものでは、とても駄目だということである。少子高齢化と農業は関わってくる部分があるが、

やはり、その部分を何とかしないといけない。それが、地域づくりの部分でいろいろと関わってくる。これは、上越市が抱える大きな問題ではないかと思うため、その点をどこかの部分で明文化していただければと思う。

【馬場座長】

上越市という地域の特性も加味して、それがこの情勢分析に反映できたらよいかと思う。それをどこに入れるかについても、検討をさせていただく。

○「2-5 人権」～「2-8 法令改正等の動向」に係る質疑

【馬場座長】… 要点の整理

条例は、法律の範囲内でしか制定できないことになっており、法律違反になるような条例を作ることにはできない。そうすると、まずは法律の範囲内でないと駄目ということのを頭の中に入れておくと、法律で禁止されているものは、どのような条例にも書けない。自治基本条例であろうが、他の条例であっても書けないというのが基本である。

続いて、各条例間の関係について、実は法解釈上では対等で同じ力しか持たない。ただし、上越市の中の取り決めとしては、自治基本条例を基本にして他の条例を作るということを約束事としている。そのため、その部分での齟齬はきたさないようにするという構造にはなっている。そこで先ほどの説明で、行政不服審査法の改正の話と個人情報保護法の改正についての話があったが、これが直接影響したものが、「行政手続条例」と「個人情報保護条例」であり、その部分については改正した、あるいは改正の検討が必要ということであった。この改正で、今議論しようとしている自治基本条例と齟齬をきたしているかということ、きたしていないということが事務局の説明であったと理解いただくと良いかと思う。

したがって、例えば今後、社会経済情勢も変わったため、自治基本条例本体を変えた方が良いということを考えるには、変えたことで国の作った法令に違反するようなものを作っては駄目であり、そのような改正はできないということがポイントになる。

その一方で、説明では全条文について変更が必要ないとのことだが、そのこと自体はある意味では自明であるという部分もある。それは、最高法規として上越市が考えていて、長く使おうということのを前提にしていた筈である。長く使う予定のものが常に変わっていくのが良いかという議論になるかと思う。常に使うものであり、変えていくべきという立場と、変えずに使っていく方が良いという立場があり、どちらが良いという問題ではない。

どうも、最初の制定時には、長く使っていくほうが良いという立場で作られているため、ある一定程度の環境変化には対応しているということである。それでは、対応しているということでも全く見直さなくても良いのか、見直す時に見直さないということも含め、見直さなくて良いのかということ、そのようなことはない。状況が変わっているということのをここで認識を新たにしておかないと、次にいくことができない。例えば、次の5年後の見直し時にマイルストーンがないと次にいけないため、ここで議論をして情勢分析をきちんとしておくということが重要になってくる。その結果として、やはり変えたほうが良いということになれば、変えるべきだと言うべき

であり、また変えなくても良いが、このように状況が変わってきているということは皆が分かったほうが良いと言うべきであれば、そこはきちんと言わなければならない。先ほど矢澤委員の発言のとおり、社会状況が変わっているというところを言わなければいけないとすれば、言ったほうが良い。それらを考えていただければ良いのではないかと思う。

【馬場座長】

今後の会議日程は、今のところ、本日示されたとおりであるが、もし、議論が白熱し、更なる議論が必要となれば、回数が増えることも前提とし、結論ありきではなく、議論をきちんとして、この内容で改正すべきかを考えていただきたい。

事務局へ質問だが、これで説明が全て終わったが、この内容で条文すべてが網羅されているということでしょうか。

【石黒係長】

自治基本条例の目的の条項は、変更してしまうと条例そのものの存在が変わってしまうため、外してある。それ以外に、運用に関する規定である条例の改正、見直しの規定も外してある。素案の2-1から2-7の各項目と、2-8の法令改正の項目を抽出する中ですべての条文を網羅している。

【岡田委員】

今後の人口減少、社会環境の変化で、空き家の問題が出てきている。空き家についての内容は、自治基本条例に入ってくるものか。例えば、撤去、活用に関しての内容である。中山間地では空き家に関する問題が多いが、この資料にはそれは記載されていなかった。例えば、持ち主が不在で倒壊の恐れがあり、その撤去を誰ができるかという問題はここには入らないのか。

【笠原部長】

前回の市民会議においても、施策の具体的な部分をどうするかという話は、確かにあった。ただ、基本的には自治基本条例では、空き家対策に対して、防犯の視点であるとか、地域のコミュニティの中での対策など、空き家の対策には色々なアプローチがあり、そのやり方を自分たちで考え、行政の役割、市民の役割、その中でのアプローチの根拠について書いてあるものが、この条例である。空き家をどうするかについての規定をここに盛るというものではない。

この条例では、その行政指導に関する姿勢について書かれているものであり、空き家に対して、行政が持ち主に対して言及する必要がある等の、次の段階で何をするかという具体的なところまでを規定するものではないということである。姿勢、役割、責務などがここに書かれている。

【石黒係長】

自治基本条例と似ているが、切口が異なるものに総合計画という計画がある。基本的に自治基本条例は、自らのまちのことを自分たちで決めて課題を解決していくことが自治というものであり、その中で市民という主権者がおり、その代表としての市長と市議会がいる。この三者の間で誰がどのような関係性を持っていくかということが基本となる。その関係性、誰が誰に対してど

ういう責務を持っているか、誰が何をしなければならない、あるいは、このようなまちを目指すという普遍的な理念がこの条例には書いてある。

この条例を踏まえ、市長がどのようなまちを創っていくか、その具体的な施策、政策を定めるものが総合計画である。その総合計画では、農業、産業、都市整備、そして中山間地の振興などの施策を整理している。ただし、当市の総合計画の中では、自治基本条例において、行政だけが地域の課題を解決していくのではなく、行政がやること、そして地域の皆さんが取り組んだほうがよいものは、地域で取り組む、また、協力した方がよいことは協力して取り組む、そのような関係性を踏まえて総合計画を作っている。

このような中で今回の見直しは、その大本となるルールである条例の見直しを行うものである。地域で課題となっていることは時代によって当然変わるものだが、それをどうやって解決していくか、その基本となるルールがこの条例である。

【馬場座長】

資料の見方であるが、最初に資料の左側のページ（分析等）を読んでしまうが、実は右側（条例等）を先に読んで、右側を変えなければいけないかどうかを考えながら、次に左側を見て、その後にもう一度右側に戻ると、右側を変えなければいけないかどうかが見えてくる。そのように読むと、条文の意味するところが分かりやすくなってくる。

【矢澤委員】

資料No.3の2ページ目に、前回の見直しについて書かれている。そこでは、「理念条例であり、その本質はよほどの社会経済情勢の変化がない限り変わるものではない」とのことを前回の見直しで確認したとある。これは変えるものではなく、国で言えば憲法、市の基本的な憲法のようなものという解釈でよいということか。

【馬場座長】

当時はそのように考えていたということである。

【矢澤委員】

今の人口減少の問題や色々な地域に関する問題に対し、ここでは個別の関係条文を見て判断するということか。そのような理解でよいか。

【馬場座長】

社会経済情勢の変化に伴い、この条文では対応できないということであれば変えていく必要がある。一番大きな問題は、人口減少で住民がほとんどいなくなってしまった場合に、住民の責務と言われてもどうにもならなくなる。その場合は責務などとは言えなくなり、行政がしなければ困るということが出てくる。これは極端な変化であるが、まだ大丈夫ということであれば、変えなくても良いという話になるかと思う。それについて、ここで皆さんに議論してもらうことになる。

【大堀委員】

市民へのパブリックコメントには、この資料を提示することになるのか。

【石黒係長】

現在の素案を、この検討委員会での議論を踏まえて修正し、市の「案」とした上で提示する。基本的には、報告書を公民館などの施設に置いたり、またはホームページで公開し、1か月ほどの期間行うことになる。

【馬場座長】

本日は、「2-4 情報化」の項目名は変更してはという意見があった。また、農業の話もあった。それから社会経済情勢の変化について、もう少し詳細な議論や記載も必要でないか、などの議論があったかと思う。それらを含め、次回は2-1から議論を開始していくということとした。

※事務局説明を含めた議事録は別途作成中です。

検証報告書（素案）の情勢分析において参考とした資料

2-1 人口・世帯

国勢調査（総務省）、上越市まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（上越市）

2-2 産業

経済財政白書（内閣府）、市の経済状況（上越市）、市町村民経済計算（新潟県）、決算の概況（上越市）、経済センサス（総務省）、国勢調査（総務省）

2-3-1 財政運営

日本の財政関係資料（財務省）、決算の概況（上越市）

2-3-2 地方分権改革

地方分権改革関連資料（内閣府）

2-4 情報化

情報通信白書（総務省）

2-5 人権

人権教育・啓発白書（法務省）、上越市第 4 次人権総合計画（上越市）

2-6-1 非核平和に係る社会動向

防衛白書（防衛省）

2-6-2 災害等の発生状況

防災白書（内閣府）

2-6-3 治安・防犯の動向

犯罪白書（法務省）、上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画（上越市）

2-7 環境

環境白書（環境省）、上越市第 3 次環境基本計画（上越市）

2-8 法令改正等の動向

(1) 行政不服審査制度の見直し

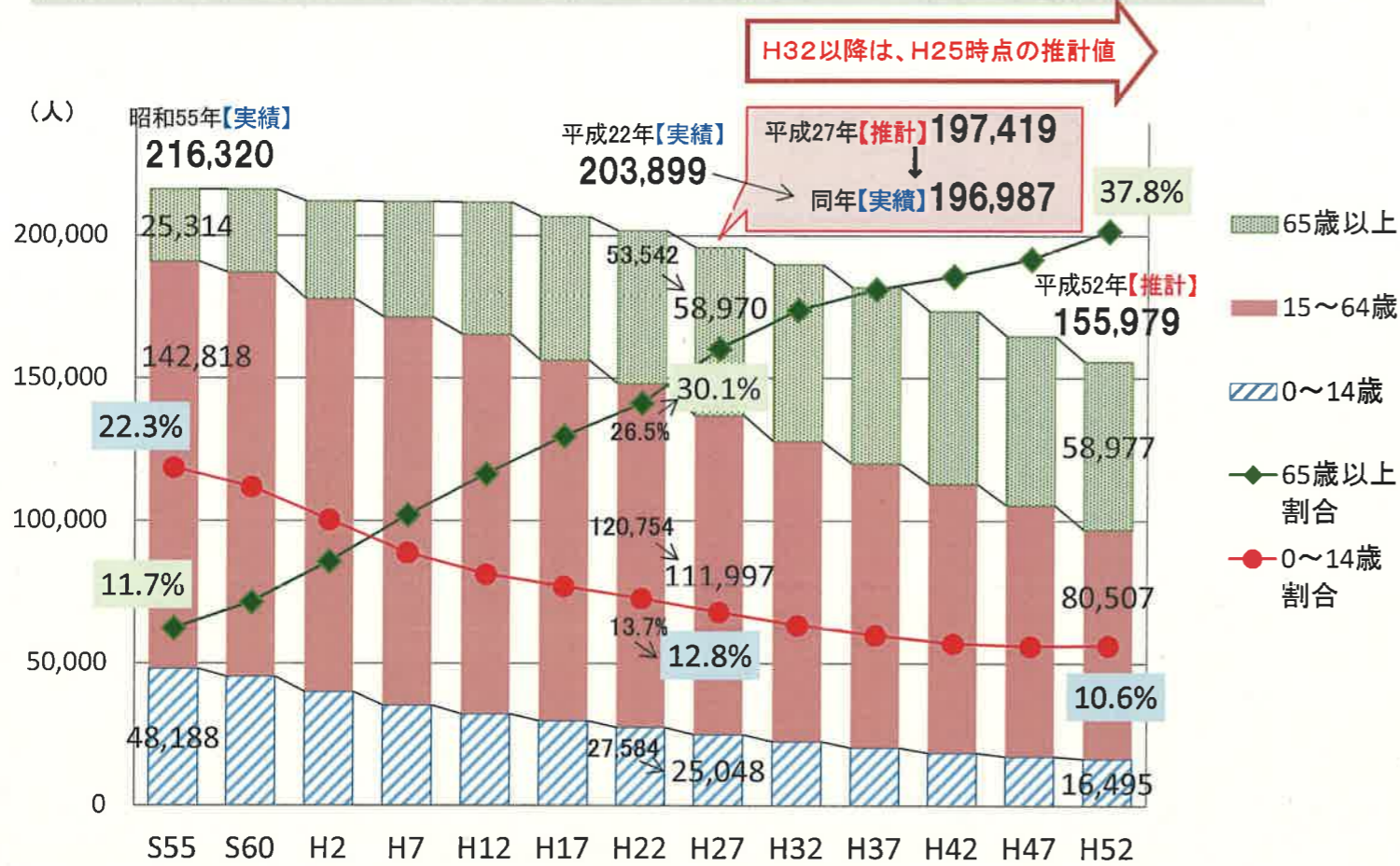
行政不服審査法の見直しに係る資料（総務省）

(2) オープンデータの活用

情報通信白書（総務省）、官民データ活用推進基本法関連資料（内閣官房）

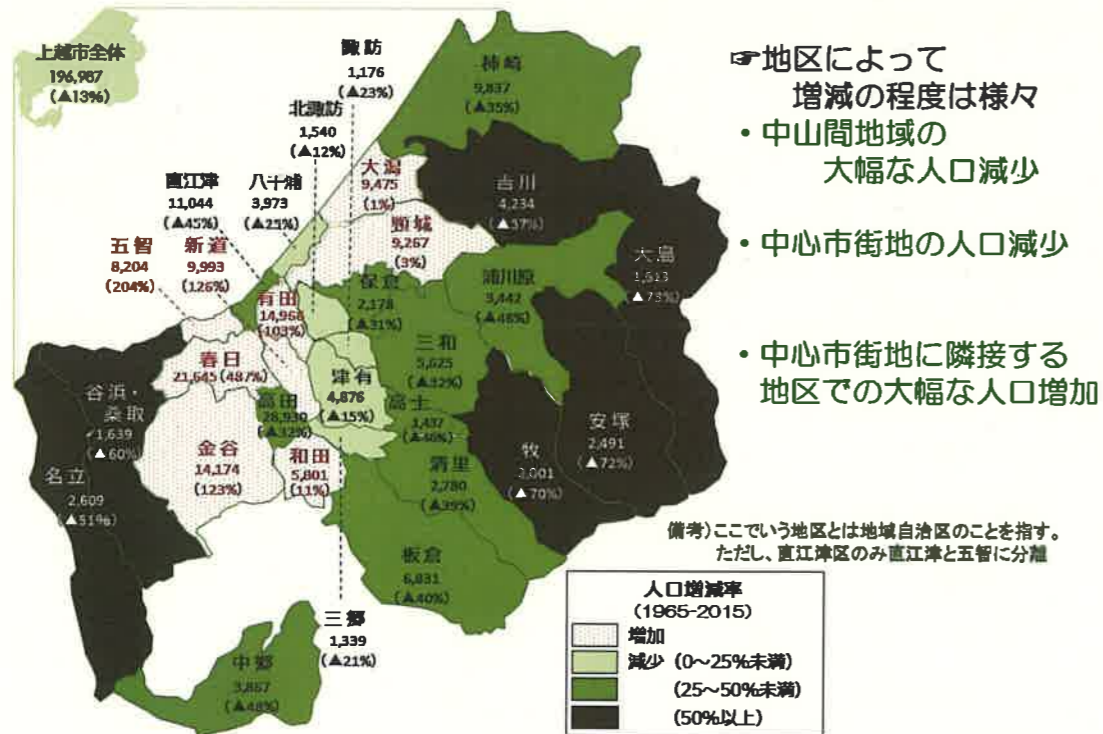
「2-1 人口・世帯」参考資料

【図表1 上越市の総人口と年齢構成の推移（昭和55年～平成52年）】



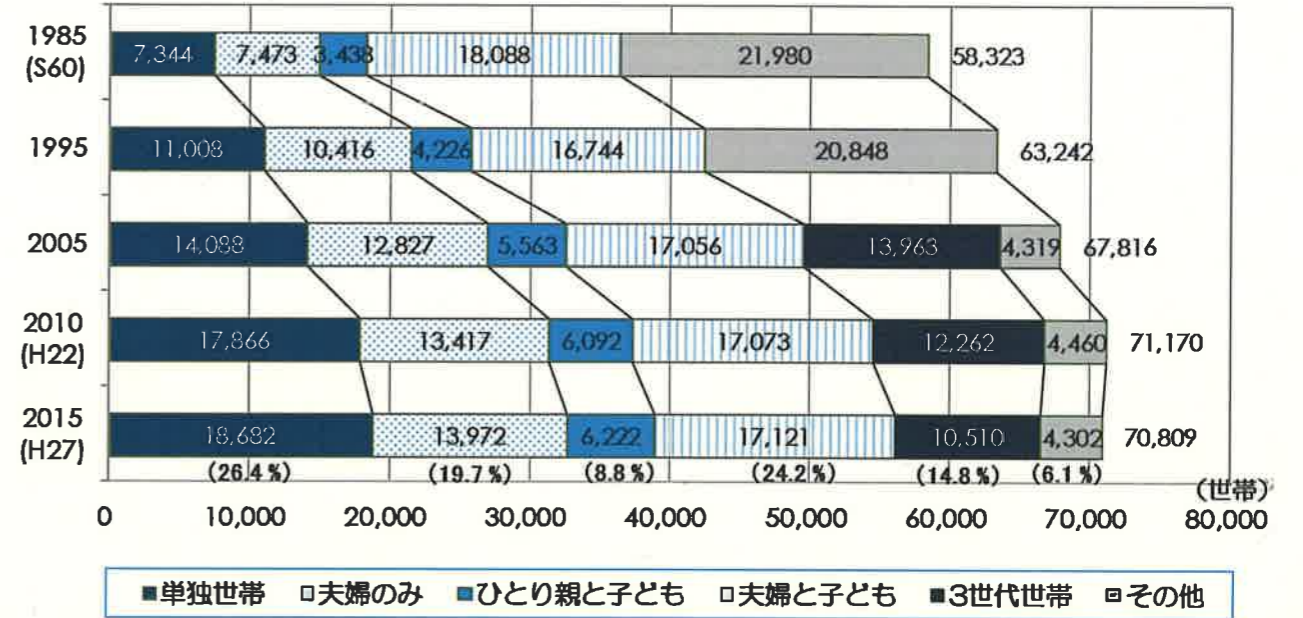
出所：各年国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）を基に作成

【図表2 上越市内地区別の人口増減率（1965年～2015年）】



出所：各年国勢調査を基に作成

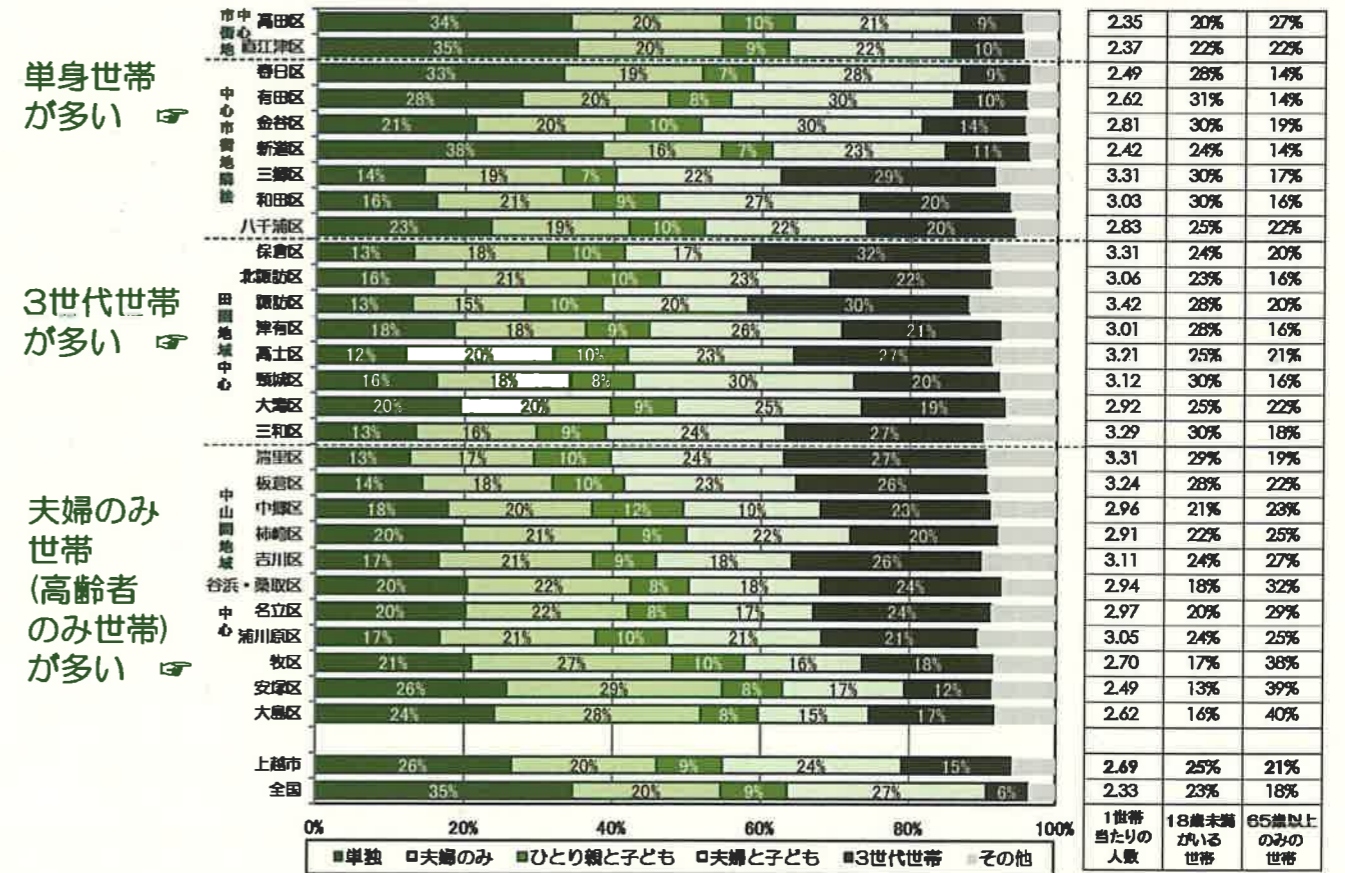
【図表3 上越市の世帯構成の推移】



※ 一般世帯数のみ（施設等の世帯は含まない）。1985、95年の3世代世帯はその他に含まれる

出所：各年国勢調査を基に作成

【図表4 上越市内地域自治区別の世帯構成（平成27年）】



出所：各年国勢調査を基に作成

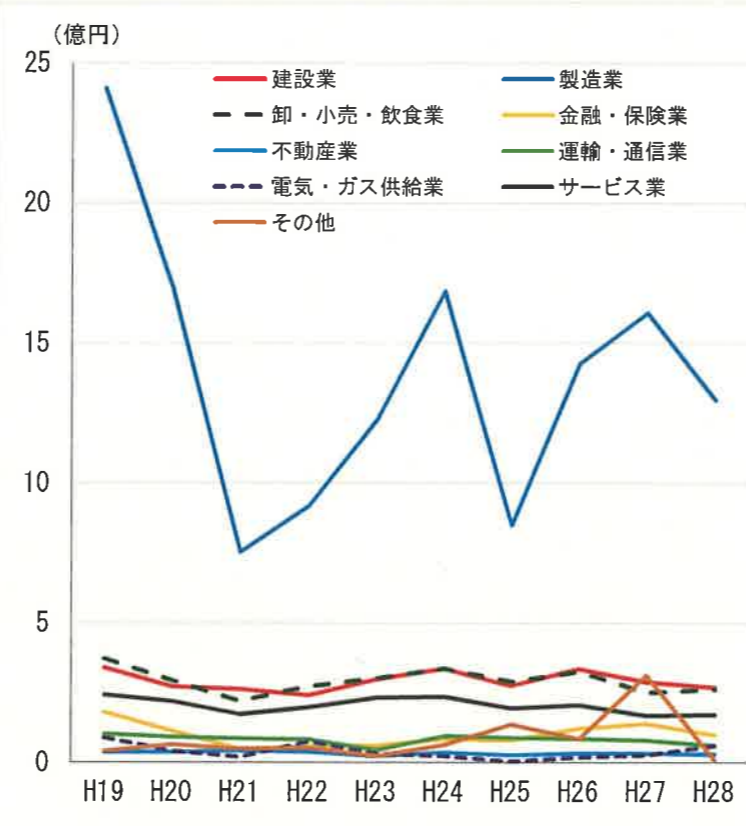
「2-2 産業」参考資料①

【図表1 上越市の就業構造】

区分	平成17年度		平成22年度		平成27年度	
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
就業者数計	104,483	100.0	99,617	100.0	96,378	100.0
【第1次産業計】	7,569	7.2	5,271	5.3	4,832	5.0
農業	7,487	7.2	5,220	5.2	4,790	5.0
漁業	82	0.1	51	0.1	42	0.0
【第2次産業計】	33,538	32.1	29,807	29.9	28,015	29.1
鉱業、採石業、砂利採取業	129	0.1	131	0.1	167	0.2
建設業	13,190	12.6	11,574	11.6	10,857	11.3
製造業	20,219	19.4	18,102	18.2	16,991	17.6
【第3次産業計】	62,902	60.2	61,771	62.0	62,276	64.6
電気・ガス・熱供給・水道業			522	0.5	576	0.6
情報通信業			678	0.7	711	0.7
運輸業、郵便業			4,388	4.4	4,008	4.2
卸売業、小売業			15,447	15.5	14,506	15.1
金融業、保険業			1,634	1.6	1,552	1.6
不動産業、物品賃貸業			979	1.0	1,041	1.1
学術研究、専門・技術サービス業			2,417	2.4	2,397	2.5
宿泊業、飲食サービス業			5,180	5.2	5,043	5.2
生活関連サービス業、娯楽業			3,719	3.7	3,522	3.7
教育、学習支援業			4,814	4.8	4,593	4.8
医療、福祉			11,679	11.7	13,648	14.2
複合サービス業			1,174	1.2	1,535	1.6
サービス業(他に分類されないもの)			4,945	5.0	5,022	5.2
公務(他に分類されるものを除く)			4,195	4.2	4,122	4.3
[分類不能]	474	0.5	2,768	2.8	1,255	1.3

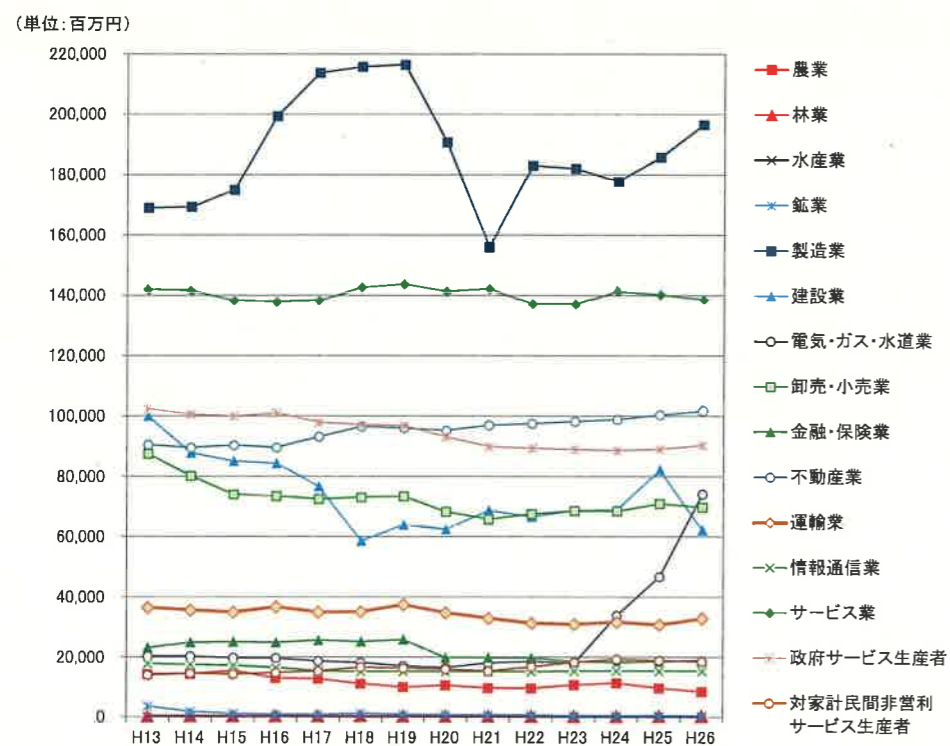
出所：各年国勢調査により作成

【図表2 上越市の産業別法人市民税（法人税割）の推移】

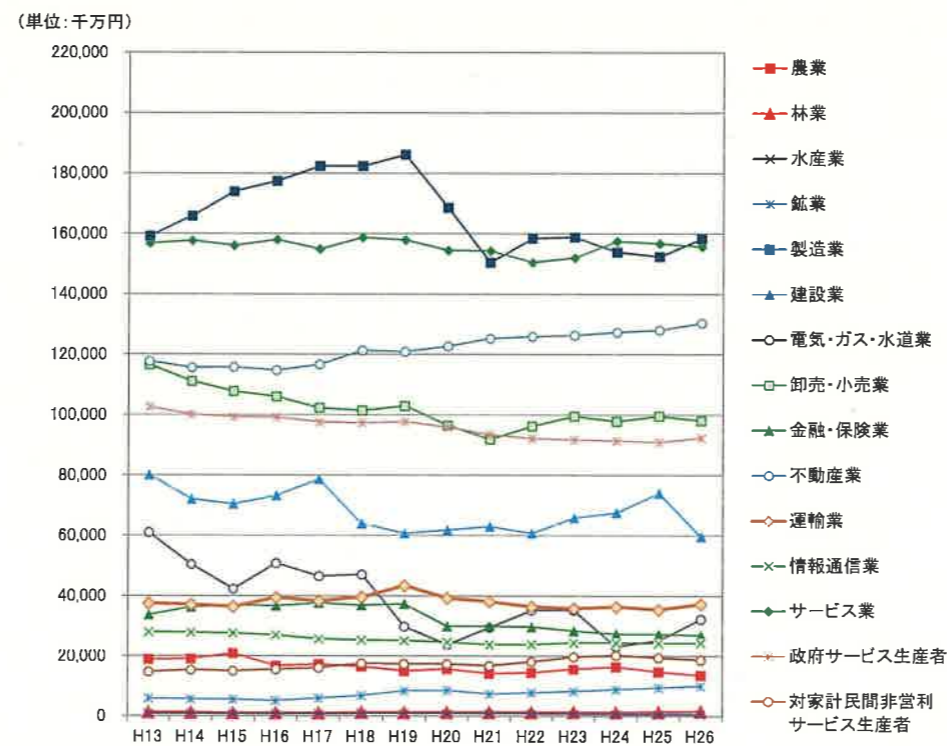


出所：各年決算の概況（上越市）により作成

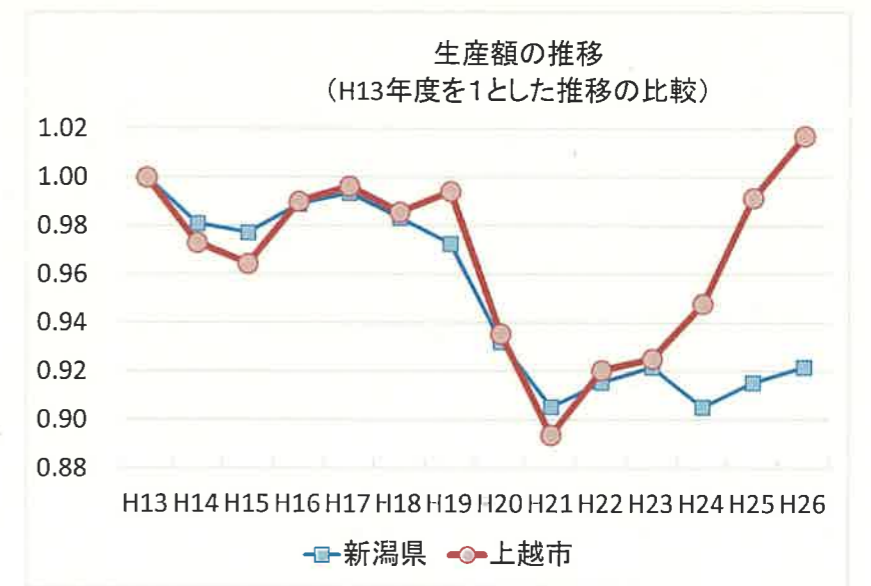
【図表3 上越市の産業別・地域内生産額の推移】



【図表4 新潟県の産業別・地域内生産額の推移】



【図表5 地域内生産額の推移】



図表3～5

出所：平成26年度市町村民経済計算（平成29年新潟県）により作成

平成29年3月30日
新潟県総務管理部

平成26年度 市町村民経済計算の概要

利用される方へ

- 1 市町村民経済計算は、生産・分配の二面から市町村の経済規模、産業構造等を総合的、体系的に把握し、市町村経済の規模やその動向等をとらえるための経済指標です。また、一人当たり市町村民所得は市町村民所得（分配）を総人口で除したものであり、個人の給与や所得の水準を表すものではなく、企業の利潤なども含む市町村民経済全体の水準を表すものです。
- 2 生産、分配系列とも県民経済計算の推計結果を統計指標等で按分する推計方法をとっていますが、単位未満を四捨五入したため県民経済計算の結果と必ずしも一致しません。
- 3 統計表中の計数は、単位未満を四捨五入したため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 4 平成25年度以前の計数について遡及改訂しているため、前年度の公表値とは異なっています。
- 5 計数はすべて名目値です。

「市町村民経済計算の概要」は統計課のホームページに掲載しています。

にいがた県統計ボックス <http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/>

「新潟県の統計イメージキャラクター」



担当：統計課 調査解析班 佐久間、今村
電話：025-285-5511（内線2449）

1 県経済の概況

平成26年度の県内経済は、雇用を中心に緩やかに持ち直していたものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動減とその後の回復の遅れがみられ、一部に弱い動きが続きました。

生産面では、電気・ガス・水道業が電気料金の値上げや県内火力発電所の総合運転開始により増加したほか、製造業が円安の進行と設備投資の需要増などにより増加し、全体では前年度を上回りました。

分配面では、県民雇用者報酬が賃上げや雇用者数の増加により増加したものの、企業所得が民間法人企業や個人企業で減少し、全体では前年度を下回りました。

支出面では、民間最終消費支出が消費税増税前の駆け込み需要の反動などにより減少したものの、財貨・サービスの移出入（純）が増加（移入超過額が縮小）したことや、政府最終消費支出が維持補修費や委託料などの物件費が増加したことなどから増加し、全体では前年度を上回りました。

2 市町村内総生産

- 平成26年度に市町村内の生産活動から生み出された付加価値である市町村内総生産（名目）の総計は8兆6,991億円で、25年度に比べて0.2%増加しました。これは、電気・ガス・水道業が前年度比28.0%増となったことや、製造業が前年度比3.9%増となったことなどによります。
- 経済成長率（市町村内総生産の対前年度増加率）は16市町村（8市6町2村）でプラス、14市村（12市2村）でマイナスとなりました。（表1）
- 経済成長率がプラスとなった聖籠町など1市3町では電気・ガス・水道業、弥彦村など7市2町1村では製造業、関川村では建設業、湯沢町では不動産業がプラスに寄与しました。一方、経済成長率がマイナスとなった刈羽村など9市2村では建設業、妙高市など3市では製造業がマイナスに寄与しました。（表1）

表1 平成26年度市町村内総生産

市町村	実額 (億円)	経済成長率 対前年度 増加率(%)	構成比 (%)	経済成長率に対する寄与度が 最も大きい産業		市町村	実額 (億円)	経済成長率 対前年度 増加率(%)	構成比 (%)	経済成長率に対する寄与度が 最も大きい産業	
				産業	寄与度 (%ポイント)					産業	寄与度 (%ポイント)
新潟市	30,965	△0.2	35.6	建設業	△1.4	佐渡市	1,796	△5.0	2.1	建設業	△5.3
長岡市	10,713	0.7	12.3	製造業	1.1	魚沼市	1,205	△4.1	1.4	建設業	△3.8
上越市	8,388	2.6	9.6	電気・ガス・水道業	3.4	南魚沼市	2,257	△2.0	2.6	建設業	△2.6
三条市	3,798	0.9	4.4	製造業	1.1	胎内市	1,290	5.9	1.5	製造業	5.3
柏崎市	3,104	△2.0	3.6	製造業	△1.8	聖籠町	1,475	14.0	1.7	電気・ガス・水道業	9.2
新発田市	3,242	△0.2	3.7	建設業	△2.0	弥彦村	299	13.2	0.3	製造業	12.6
小千谷市	1,466	5.3	1.7	製造業	4.7	田上町	263	0.5	0.3	製造業	1.3
加茂市	730	△3.8	0.8	製造業	△2.1	阿賀町	451	4.2	0.5	電気・ガス・水道業	5.3
十日町市	1,660	△1.6	1.9	建設業	△1.4	出雲崎町	124	2.1	0.1	製造業	1.6
見附市	1,111	0.7	1.3	製造業	1.5	湯沢町	674	0.4	0.8	不動産業	1.0
村上市	2,068	△0.1	2.4	建設業	△0.6	津南町	394	6.0	0.5	電気・ガス・水道業	5.7
燕市	3,178	△0.4	3.7	建設業	△1.9	刈羽村	180	△13.4	0.2	建設業	△11.1
糸魚川市	1,838	△8.6	2.1	建設業	△5.4	関川村	157	0.4	0.2	建設業	4.1
妙高市	1,177	△7.5	1.4	製造業	△6.5	粟島浦村	19	△7.7	0.0	建設業	△9.2
五泉市	1,474	4.0	1.7	製造業	4.6						
阿賀野市	1,496	2.1	1.7	製造業	2.3	県計	86,991	0.2	100.0		

5 平成26年度決算収支の状況

(1) 各会計実質収支の状況

一般会計の実質収支は約43.6億円の黒字となり、平成25年度決算比較で約7.7億円増加。特別会計も全ての会計において実質収支が黒字。

(単位:千円)

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 (A-B)C	翌年度へ繰越 すべき財源 D	実質収支 C-D
一般会計	114,114,271	109,252,320	4,861,951	505,548	4,356,403
特別会計					
国民健康保険	21,368,362	20,718,569	649,793	0	649,793
診療所	523,767	523,767	0	0	0
索道事業	46,109	46,109	0	0	0
下水道事業	10,696,367	10,695,043	1,324	1,188	136
農業集落排水事業	2,450,222	2,450,222	0	0	0
介護保険	22,438,918	22,124,069	314,849	0	314,849
地球環境	79,188	79,188	0	0	0
新幹線新駅地区 土地区画整理事業	1,758,749	1,758,749	0	0	0
浄化槽整備推進事業	18,594	14,254	4,340	0	4,340
計 後期高齢者医療	1,759,569	1,758,222	1,347	0	1,347

(2) 一般会計歳入の状況

経営改善支援資金貸付金等の市制度融資貸付金の減額などにより諸収入が21.2%、固定資産税等の増収の増加による普通交付税の減などにより地方交付税が3.7%とそれぞれ減少した一方、交付税算入率の高い合併特例債及び過疎債の増などにより市債が33.8%、上越火力発電所及び直江津LNG基地の新規投資による償却資産の大幅な増などにより市税が10.7%とそれぞれ増加したことなどから、合計で2.4%の増加。

(単位:千円)

区分	平成25年度		平成26年度		比較増減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (B-A)	増減率
1 市 税	28,036,157	25.2%	31,040,215	27.2%	3,004,058	10.7%
2 地方譲与税	1,016,981	0.9	977,727	0.9	△ 39,254	△ 3.9
3 利子割交付金	54,322	0.0	45,874	0.0	△ 8,448	△ 15.6
4 配当割交付金	83,225	0.1	157,847	0.1	74,622	89.7
5 株式等譲渡所得割交付金	128,642	0.1	83,912	0.1	△ 44,730	△ 34.8
6 地方消費税交付金	1,980,818	1.8	2,397,321	2.1	416,503	21.0
7 ゴルフ場利用税交付金	27,629	0.0	26,946	0.0	△ 683	△ 2.5
8 自動車取得税交付金	270,653	0.2	129,750	0.1	△ 140,903	△ 52.1
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	27,148	0.0	27,275	0.0	127	0.5
10 地方特例交付金	102,861	0.1	101,368	0.1	△ 1,493	△ 1.5
11 地方交付税	27,196,237	24.4	26,198,245	23.0	△ 997,992	△ 3.7
12 交通安全対策特別交付金	33,614	0.0	29,898	0.0	△ 3,716	△ 11.1
13 分担金及び負担金	1,657,146	1.5	1,485,627	1.3	△ 171,519	△ 10.4
14 使用料及び手数料	1,941,092	1.7	1,862,721	1.6	△ 78,371	△ 4.0
15 国庫支出金	14,372,634	12.9	13,525,238	11.9	△ 847,396	△ 5.9
16 県支出金	6,135,320	5.5	5,582,938	4.9	△ 552,382	△ 9.0
17 財産収入	849,151	0.8	838,104	0.7	△ 11,047	△ 1.3
18 寄附金	199,120	0.2	242,155	0.2	43,035	21.6
19 繰入金	1,346,034	1.2	3,144,811	2.8	1,798,777	133.6
20 繰越金	4,529,315	4.1	4,427,017	3.9	△ 102,298	△ 2.3
21 諸収入	12,490,897	11.2	9,840,672	8.6	△ 2,650,225	△ 21.2
内 貸付金元利収入	9,790,697	8.8	8,043,536	7.0	△ 1,747,161	△ 17.8
訳 所の 他	2,700,200	2.4	1,797,136	1.6	△ 903,064	△ 33.4
22 市債	8,927,454	8.0	11,948,610	10.5	3,021,156	33.8
歳入合計	111,406,450	100.0	114,114,271	100.0	2,707,821	2.4
※ 自主財源	51,048,912	45.8	52,881,322	46.3	1,832,410	3.6
※ 依存財源	60,357,538	54.2	61,232,949	53.7	875,411	1.5
※ 譲与税・交付税など	30,922,130	27.8	30,176,163	26.4	△ 745,967	△ 2.4
※ 国庫支出金など	29,435,408	26.4	31,056,786	27.3	1,621,378	5.5

※印部分が自主財源

6 一般会計款別歳入の状況

1 款 市 税

個人市民税は、東日本大震災からの復興に関し当市が実施する防災のための施策に必要な財源として均等割額を500円引き上げたことにより均等割が増加したものの、総所得金額の減少により全体として0.5%減少し、また、市たばこ税が5.0%減少したものの、製造業を中心に業績の改善が見られたことにより法人市民税法人税割が35.4%増加したほか、上越火力発電所及び直江津LNG基地の新規投資により固定資産税償却資産が48.7%と大幅に増加したことなどから、市税全体では10.7%増加。

区分	平成25年度		平成26年度		比較増減	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (B-A)	増減率
1 市民税	千円	%	千円	%	千円	%
	11,349,291	40.5	11,998,487	38.7	649,196	5.7
(1) 個人市民税	8,845,415	31.5	8,796,787	28.3	△ 48,628	△ 0.5
均等割	295,957	1.0	344,831	1.1	48,874	16.5
所得割	8,549,458	30.5	8,451,956	27.2	△ 97,502	△ 1.1
(2) 法人市民税	2,503,876	9.0	3,201,700	10.3	697,824	27.9
均等割	551,592	2.0	557,983	1.8	6,391	1.2
法人税割	1,952,284	7.0	2,643,718	8.5	691,434	35.4
2 固定資産税	13,654,055	48.7	16,047,098	51.7	2,393,043	17.5
(1) 純固定資産税	13,606,956	48.5	16,000,806	51.5	2,393,850	17.6
土地	3,978,719	14.2	3,948,914	12.7	△ 29,805	△ 0.7
家屋	5,142,958	18.3	5,381,247	17.3	238,289	4.6
償却資産	4,485,279	16.0	6,670,645	21.5	2,185,366	48.7
(2) 交付金	47,099	0.2	46,292	0.1	△ 807	△ 1.7
3 軽自動車税	499,558	1.8	509,653	1.6	10,095	2.0
4 市たばこ税	1,429,027	5.1	1,357,699	4.4	△ 71,328	△ 5.0
5 入湯税	49,109	0.2	46,007	0.1	△ 3,102	△ 6.3
6 都市計画税	1,055,117	3.7	1,081,271	3.5	26,154	2.5
土地	532,924	1.9	527,747	1.7	△ 5,177	△ 1.0
家屋	522,193	1.8	553,525	1.8	31,332	6.0
合計	28,036,157	100.0	31,040,215	100.0	3,004,058	10.7

償却資産

県知事配分は減少したが、上越火力発電所及び直江津LNG基地の新規投資により総務大臣配分、市長決定分が大幅に増加。

年度 区分	平成25年度		平成26年度		前年度比
	納税義務者	課税標準額	納税義務者	課税標準額	
市長決定分	人 1,949	円 152,818,215	人 1,936	円 226,935,430	% 48.5
総務大臣配分	32	156,613,718	36	237,553,831	51.7
県知事配分	4	10,722,647	4	9,996,611	△6.8
合計	1,985	320,154,580	1,976	474,485,872	48.2

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

国有資産等所在市町村交付金

国有資産及び県有資産ともに対象資産が減少。

年度 区分	平成25年度		平成26年度		前年度比
	納税義務者	算定標準額	納税義務者	算定標準額	
国有資産	人 6	円 771,583	人 6	円 764,329	% △0.9
県有資産	4	2,592,665	4	2,542,278	△1.9
合計	10	3,364,248	10	3,306,607	△1.7

※「固定資産の価格等の概要調書等報告書」による。

2款 地方譲与税

特別とん譲与税は、直江津港へのLNG船入港数の増加等に伴い26.3%の増加。地方揮発油譲与税の減収等により、地方譲与税合計では3.9%の減少。

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	比較増減	
			増減額	増減率%
地方揮発油譲与税	302,779	282,951	△ 19,828	△ 6.5
自動車重量譲与税	688,244	661,998	△ 26,246	△ 3.8
特別とん譲与税	25,958	32,778	6,820	26.3
地方道路譲与税	0	0	0	0.0
合計	1,016,981	977,727	△ 39,254	△ 3.9

- ・地方揮発油譲与税 …… 平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に、それに伴い地方道路譲与税の名称も地方揮発油譲与税に改められ、地方揮発油税の収入額の100分の42に相当する額を市町村に譲与するもの。
道路台帳に記載されている市町村道で、各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与される。
- ・自動車重量譲与税 …… 自動車重量税の収入額の3分の1(当面の間1000分の407)相当額を市町村に譲与するもの。
道路台帳に記載されている市町村道で各市町村が管理するものの延長及び面積に按分して譲与される。
- ・特別とん譲与税 …… 特別とん税の収入額の相当額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与するもの。
- ・地方道路譲与税 …… 改正前に課税された道路特定財源分は、引き続き地方道路譲与税として、地方道路税の収入額の相当額を都道府県及び市町村に譲与するもの。
地方揮発油譲与税と同様の基準で譲与される。

3款 利子割交付金

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	比較増減	
			増減額	増減率%
利子割交付金	54,322	45,874	△ 8,448	△ 15.6

- ・利子割交付金 …… 貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて徴収される利子課税20%のうち、15%は国税(所得税)、5%は県民税(利子割)となる。この利子割から事務費(1%)を控除した残りの5分の3に相当する額が市町村に交付される。

4款 配当割交付金

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	比較増減	
			増減額	増減率%
配当割交付金	83,225	157,847	74,622	89.7

- ・配当割交付金 …… 平成15年度の税制改正により金融・証券税制の見直しが行われ、上場株式等の配当に関し配当割(配当に係る税率20%のうち所得税15%、県民税5%)が創設された。納入された配当割から事務費(1%)を控除した残りの5分の3に相当する額が市町村に交付される。

5款 株式等譲渡所得割交付金

(単位：千円)

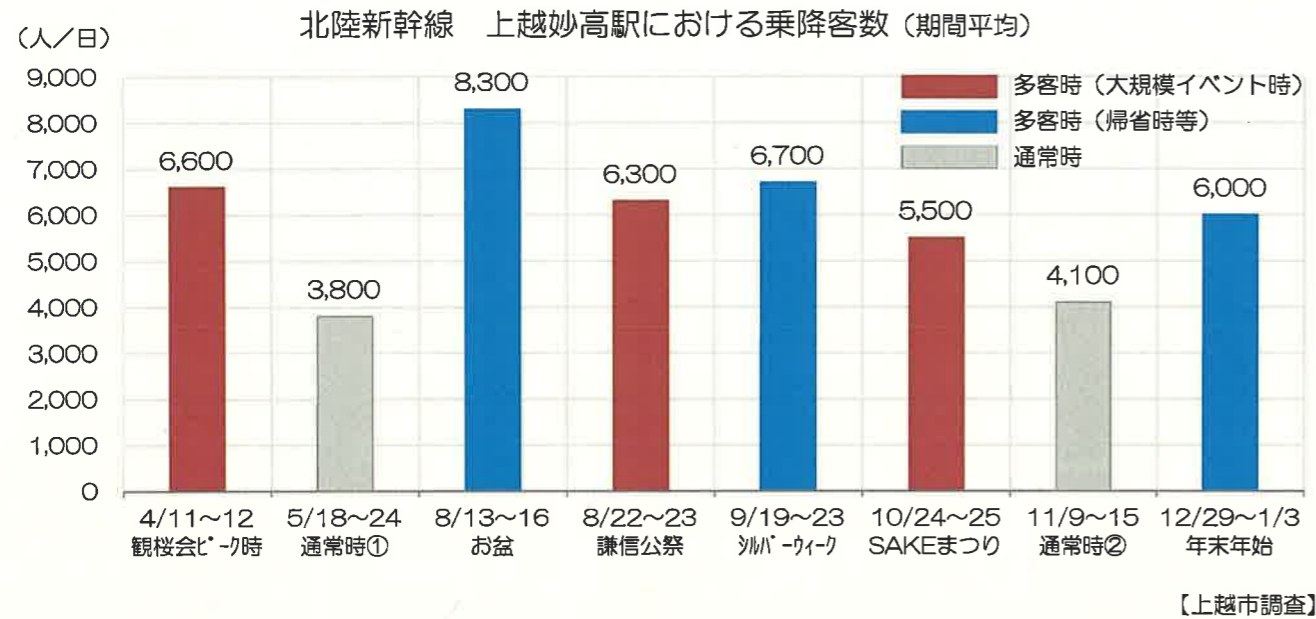
	平成25年度	平成26年度	比較増減	
			増減額	増減率%
株式等譲渡所得割交付金	128,642	83,912	△ 44,730	△ 34.8

- ・株式等譲渡所得割交付金 …… 平成15年度の税制改正により金融・証券税制の見直しが行われ、上場株式等の譲渡益に関し株式等譲渡所得割(譲渡所得に係る税率20%のうち所得税15%、県民税5%)が創設された。納入された株式等譲渡所得割から事務費(1%)を控除した残りの5分の3に相当する額が市町村に交付される。

上越妙高駅は新たな“広域の玄関口”

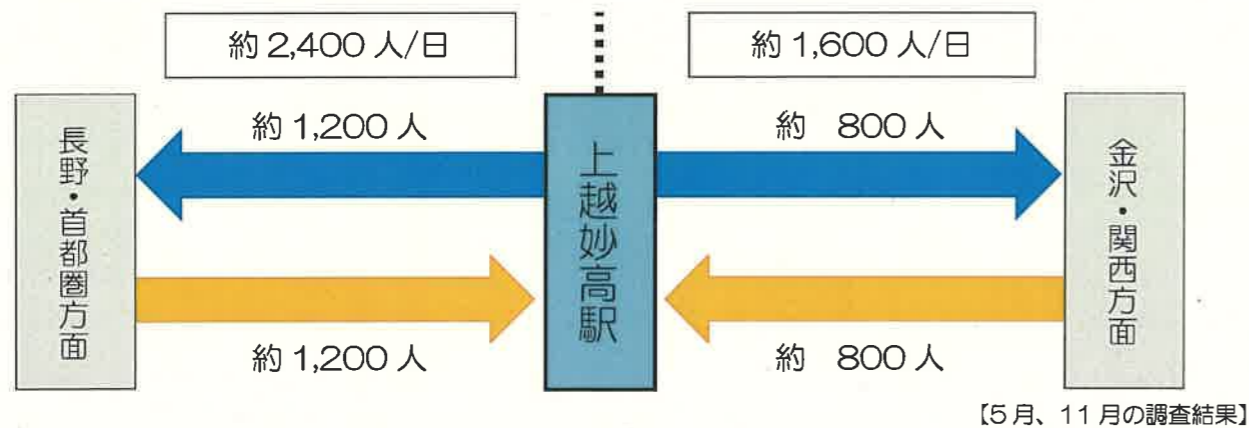
◆毎日多くの人が行き交う上越妙高駅

昨年3月14日の新幹線開業以来、多くの方が北陸新幹線と上越妙高駅を利用している。これまでの調査では新幹線の利用が最も多かったのはお盆(8月15日)の約9,500人だった。



◆1日の利用動向

1日あたり長野・首都圏方面は2,400人、金沢・関西方面は1,600人が利用している。



◆開業前と比べて、目的地が近くなったと感じますか

長野県、首都圏、北陸方面は、5割以上の方が近くなったと実感している。

目的地	とても感じる	感じる	計
長野県	33%	22%	55%
首都圏	28%	36%	64%
北陸方面	32%	30%	62%
関西方面	11%	30%	41%

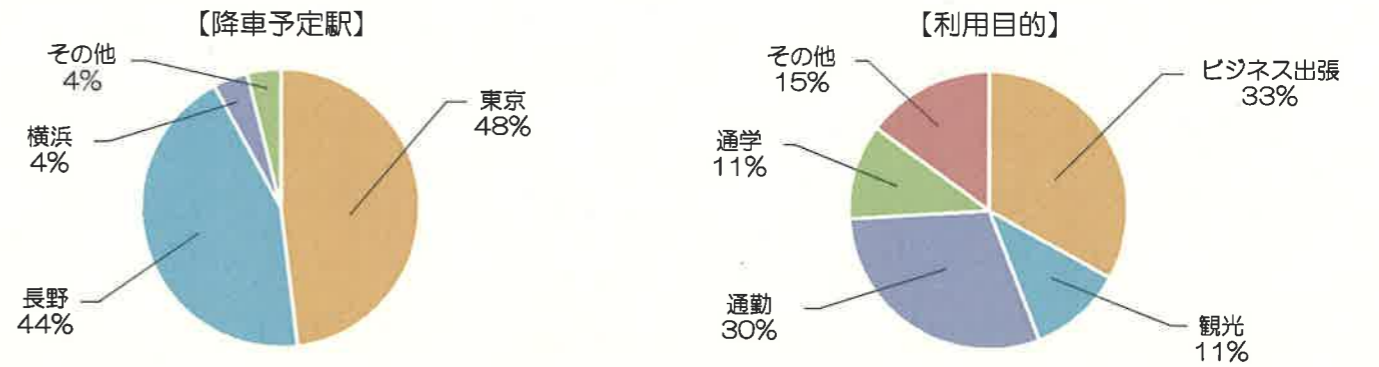
【北陸新幹線に関する上越市民アンケート(8月31日~9月18日実施)】



昨年3月の北陸新幹線開業以来、多くの皆さんが上越妙高駅を利用されています。帰省や観光だけでなく新幹線を使った通勤・通学も広がるなど、上越妙高駅は日々、多くの人が行き交う新たな“広域の玄関口”になりました。

◆新幹線を暮らしの中に取り込む

7時51分上越妙高駅始発長野行の新幹線では、通勤、通学で利用している人が41%だった。日々の生活の中に少しずつ新幹線が活かされ始めている。(通勤通学、観光など行動範囲が拡大)



◆交流人口の拡大

北陸新幹線の開業は、駅のある上越市にとどまらず、「越五の国」で連携する5市のイベントの入込客数が増加するなど、交流人口の拡大につながっている。

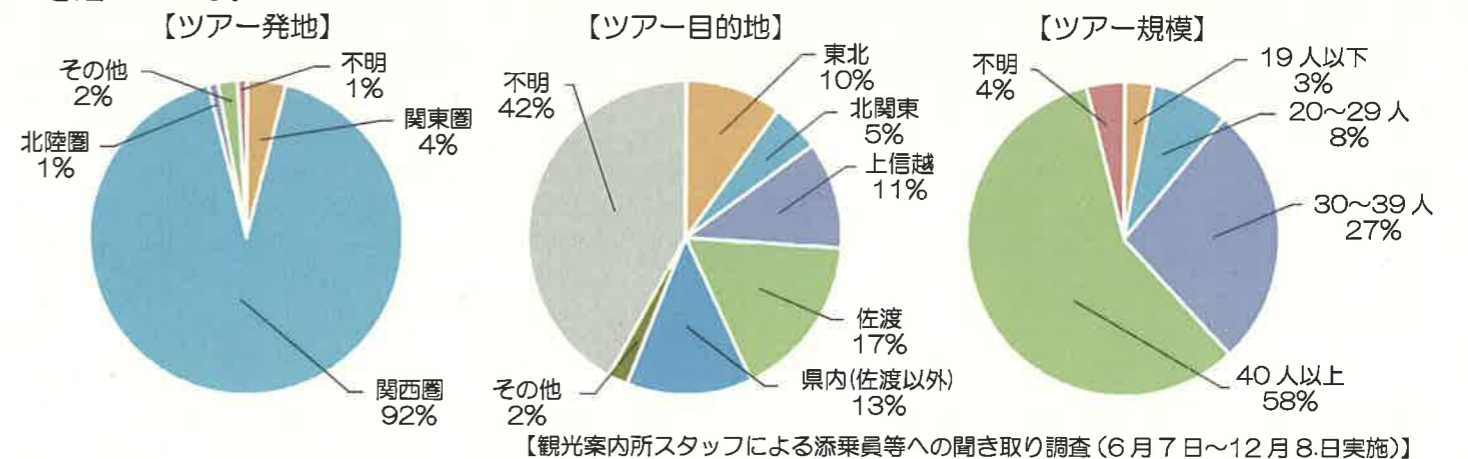
(単位:人)

自治体名	イベント名	開催時期	26年度	27年度	比較
上越市	高田城百万人観桜会	4月	1,313,000	1,332,000	19,000
妙高市	艸原祭(そうげんさい)	5月	25,000	40,000	15,000
佐渡市	アースセレブレーション	8月	5,500	7,400	1,900
上越市	謙信公祭	8月	212,600	243,200	30,600
十日町市	大地の芸術祭*	7~9月	488,848	510,690	21,842
柏崎市	松雲山荘紅葉ライトアップ	11月	25,795	31,502	5,707

※大地の芸術祭は3年に一回開催(前回は平成24年度)

◆上越妙高駅が広域移動の玄関口に

上越妙高駅は、貸切バスを利用した旅行ツアーの玄関口として使われている。貸切バスを利用する団体のほとんどは、関西方面を発地とし、目的地は東北、北関東など広範囲にわたっている。ツアーの規模では、40人以上の大型の団体ツアーで駅を利用されているケースが全体の半数を超えている。



【主な財政指標】	
財政指標	指標の意味と求め方
実質収支比率 赤字比率	<p>【意味】 実質収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額)の標準財政規模^{*1}に対する割合。 実質収支が赤字の場合は赤字比率とも表現する。</p> <p>【求め方】 $\frac{\{(\text{歳入総額}-\text{歳出総額})-\text{翌年度へ繰り越すべき財源}\}}{\text{標準財政規模}} \times 100$</p> <p>^{*1} 標準財政規模: 安定的に収入される見込みの一般財源の額(標準税収入額等+普通交付税額)+臨時財政対策債発行可能額</p>
実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等	<p>【意味】 実質的な赤字の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法^{*2}に基づく是正措置の判断指標。 早期健全化基準=11.25~15.0%、財政再生基準=20.0%</p> <p>^{*2} 財政健全化法=地方公共団体の財政の健全化に関する法律(H19)</p> <p>【求め方】 $\frac{(\text{繰上充用額}^{*3} + \text{支払繰延額}^{*3} + \text{事業繰越額}^{*3})}{\text{標準財政規模}} \times 100$</p> <p>^{*3} 繰上充用額: 不足財源を補うため繰り上げて使用する翌年度歳入額 支払繰延額: 財源不足のため支払を翌年度に繰り延べた金額 事業繰越額: 財源不足のため事業実施を翌年度に繰り延べた金額</p>
連結実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等+公営事業会計(公営企業会計含む)	<p>【意味】 全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。 早期健全化基準=16.25~20.0%、財政再生基準=30.0%</p> <p>【求め方】 $\frac{\{(\text{一般会計又は特別会計の実質赤字額又は資金不足額}) - (\text{一般会計又は特別会計の実質黒字額又は資金剰余額})\}}{\text{標準財政規模}} \times 100$</p>
実質公債費比率 ※ 対象 一般会計等+公営事業会計(公営企業会計含む)+一部事務組合・広域連合	<p>【意味】 一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。 早期健全化基準=25.0%、財政再生基準=35.0%、起債許可団体となる基準=18.0%</p> <p>【求め方】※ 本文では詳細な算出式を掲載している。 $\frac{\{(\text{元利償還金及びそれに準ずる償還金} - (\text{償還用特定財源} + \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}^{*4}))\}}{\{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額})\}} \times 100$ の3か年平均</p> <p>^{*4} 基準財政需要額: 普通交付税の算定に当たって、道路整備、教育、福祉などの行政を合理的かつ妥当な水準で行うために必要な一般財源の合計額 算式=単位費用×測定単位×補正係数</p>

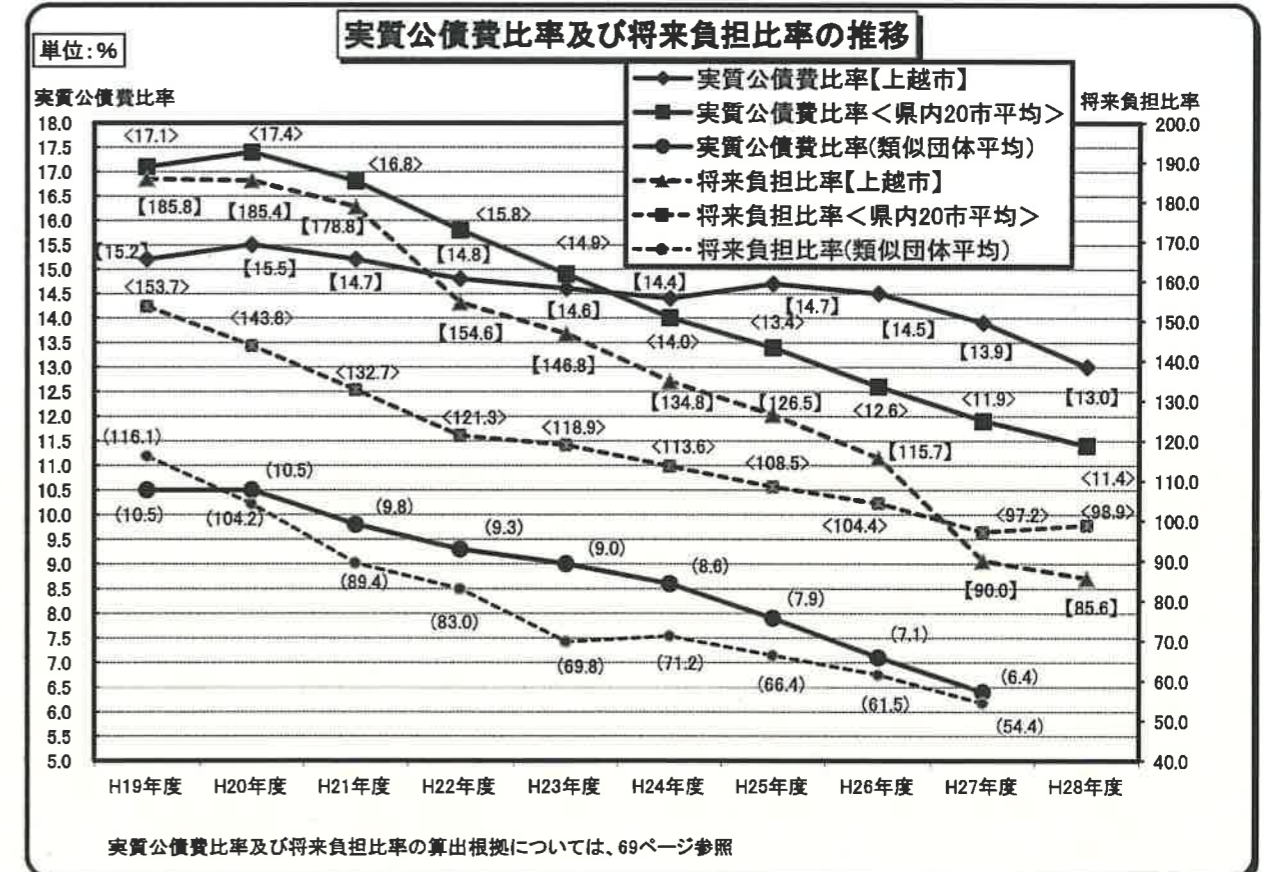
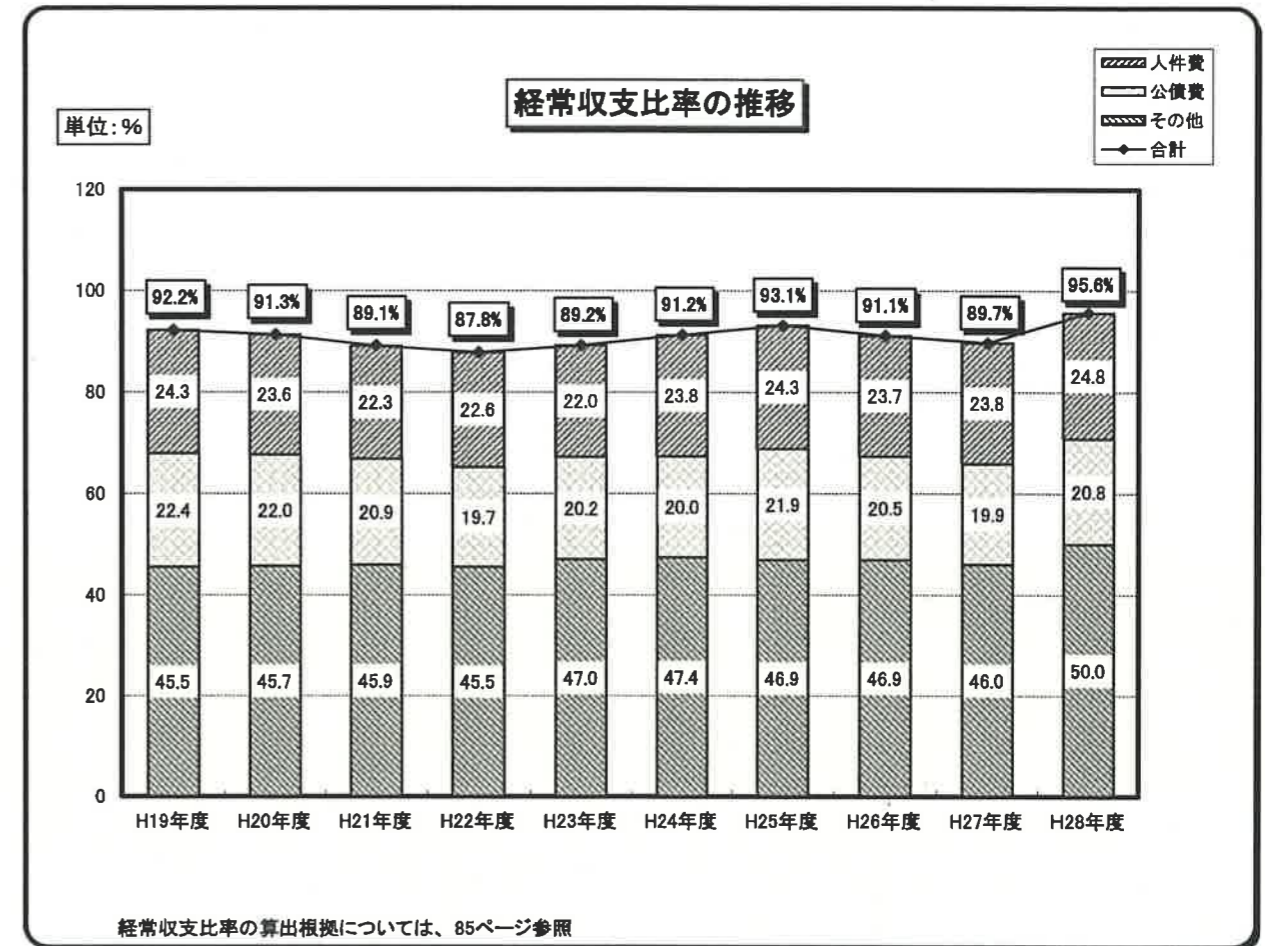
将来負担比率 ※ 対象 一般会計等+公営事業会計(公営企業会計含む)+一部事務組合・広域連合+第三セクター	<p>【意味】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。 早期健全化基準=350.0%</p> <p>【求め方】 $\frac{\{(\text{将来負担額}^{*5} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等による基準財政需要額算入見込額}))\}}{\{(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額})\}} \times 100$</p> <p>^{*5} 将来負担額の内容: 地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、第三セクターの負債額、連結実質赤字額等</p>
資金不足比率 ※ 対象 公営企業会計	<p>【意味】 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合で、財政健全化法に基づく公営企業の経営健全化の判断指標。 経営健全化基準=20.0%</p> <p>【求め方】 $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$</p>
経常収支比率	<p>【意味】 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合。新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい。</p> <p>【求め方】 $\frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\{(\text{経常一般財源等収入額} + \text{減税補てん償} + \text{臨時財政対策債})\}} \times 100$</p>
自主財源比率	<p>【意味】 自主的に収入しうる財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額の全収入額に対する割合。この比率が高いほうが、自主性と安定性が高く、企業誘致、新産業振興、観光振興などの税源涵養策によって自主財源の確保を図っている。</p> <p>【求め方】 $\frac{\text{市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額}}{\text{全収入額}} \times 100$</p>
財政力指数	<p>【意味】 標準的な水準の行政を行う財源の状況を示す。1を超えると余裕財源が多く、普通交付税が交付されない。1を下回っていると、財源不足を補うために普通交付税が交付される。</p> <p>【求め方】 $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$</p>

10 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政の健全化に関する比率を算定公表し、その比率に応じて早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の促進を図るための計画を策定する制度を定め、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としている。

1 健全化判断比率等の概要

年度 比率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	比較等
実質赤字比率	— % (△6.44%であり実質赤字比率はない)	— % (△6.01%であり実質赤字比率はない)	— % (△7.34%であり実質赤字比率はない)	— % (△3.13%であり実質赤字比率はない)	— % (△3.19%であり実質赤字比率はない)	算定公表を開始した平成19年度以降、一般会計等は実質黒字
連結実質赤字比率	— % (△21.24%であり連結実質赤字比率はない)	— % (△24.24%であり連結実質赤字比率はない)	— % (△26.90%であり連結実質赤字比率はない)	— % (△24.24%であり連結実質赤字比率はない)	— % (△26.57%であり連結実質赤字比率はない)	算定公表を開始した平成19年度以降、全会計連結も実質黒字
実質公債費比率	14.4%	14.7%	14.5%	13.9%	13.0%	0.9ポイント改善
将来負担比率	134.8%	126.5%	115.7%	90.0%	85.6%	4.4ポイント改善
資金不足比率	— % (公営企業会計全てで資金不足はない)	— % (公営企業会計全てで資金不足はない)	— % (公営企業会計全てで資金不足はない)	— % (公営企業会計全てで資金不足はない)	— % (公営企業会計全てで資金不足はない)	算定公表を開始した平成19年度以降、資金不足の公営企業会計はない



※表記単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

一般会計

歳入

※地方交付税は依存財源に分類されますが、用途の特定されない一般財源としての側面を持っています。



目的税の使い道

都市計画税

(市街化区域の土地や建物に課税)
公園事業 5,426万円
下水道事業 2,886万円



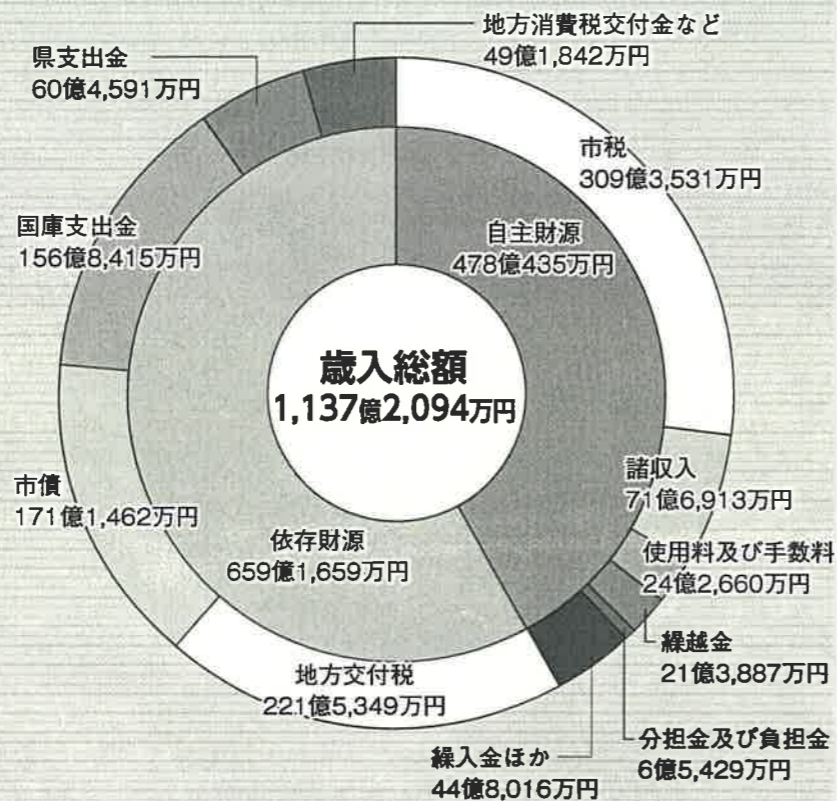
市街地開発事業 8,191万円
地方債償還 9億876万円

入湯税

(鉱泉浴場の入場客に課税)
観光の振興(施設整備を除く) 239万円
消防施設等の整備 69万円



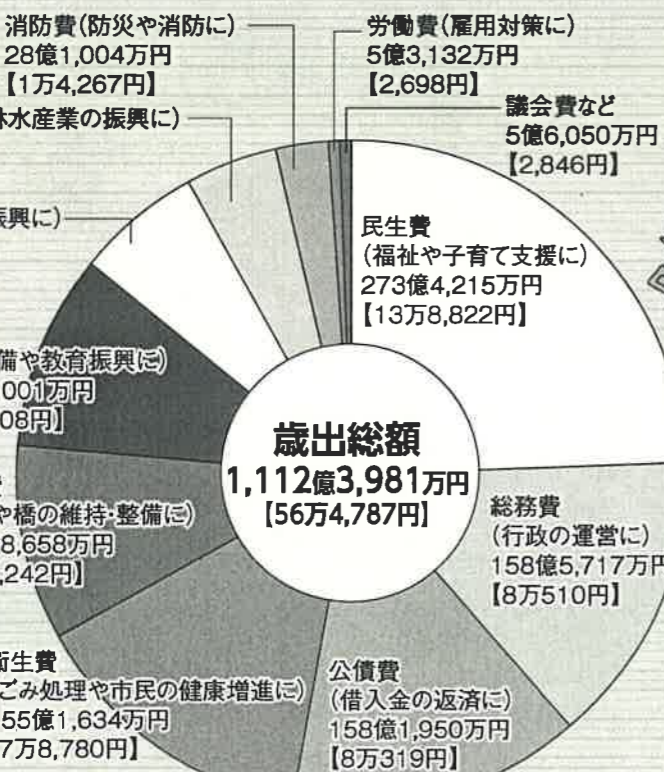
観光施設の整備 268万円
環境衛生施設の整備 3,645万円



歳入総額
1,137億2,094万円

歳出

支出額(歳出総額)を市民一人当たり(換算すると、合計で56万4,787円)になります。
※円グラフ各費目の上段の金額は総支出額、下段(一)内の金額は平成29年1月1日時点の住民基本台帳人口(19万6,959人)で割った市民一人当たりの支出額です。



歳出総額
1,112億3,981万円
【56万4,787円】

平成28年度 決算報告

～三つの重点戦略の推進、地方創生の本格化や行政改革の取り組み～

まちづくりの最上位計画である第6次総合計画の2年目となる平成28年度は、引き続き市民の皆さんとの連携・協働の下、次の世代に安心して引き継ぐことができる「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向けて、「暮らし」「産業」「交流」の三つの重点戦略に基づく分野横断的な事業の展開をはじめ、国の地方創生に関する各種交付金を活用した取り組みなど、市の総合力を高める

さまざまな取り組みを展開しました。あわせて、事務事業の総点検に基づく取り組みや公の施設の再配置の推進のほか、未利用財産の売却および貸し付けの促進による歳入確保など、第5次行政改革で掲げた取り組みを進めました。一般会計の決算規模は、歳入が約1,137億円、歳出が約1,112億円となりました。
■問合せ…財政課(☎025-526-5111、内線1758)

平成28年度に実施した主な事業

- ・「新幹線駅周辺地区まちなみ形成構想」を具現化するため、各種の支援策を実施
- ・U-Iターンを促進するため、就労促進家賃補助など若者の市内定住を支援
- ・中心市街地の空き店舗などに企業のサテライトオフィスを誘致および既存店舗を賃借し、チャレンジショップを開業する事業者を支援
- ・「産業・地域の元気と働きがいを生む産業の創出」
- ・メイド・イン上越の認証品を扱う常設販売コーナーの設置など、市内外へ魅力を発信
- ・「新幹線駅周辺地区まちなみ形成構想」を具現化するため、各種の支援策を実施
- ・U-Iターンを促進するため、就労促進家賃補助など若者の市内定住を支援
- ・中心市街地の空き店舗などに企業のサテライトオフィスを誘致および既存店舗を賃借し、チャレンジショップを開業する事業者を支援
- ・中山間地域集落の活性化を実現するため、首都圏などの人材を「地域おこし協力隊」として採用し、大島区および柿崎区に配置
- ・中山間地域集落の活性化を実現するため、首都圏などの人材を「地域おこし協力隊」として採用し、大島区および柿崎区に配置
- ・地域の活力向上に取り組み住民組織の活動を支援するため、車両などの購入費用を助成
- ・地域のリーダー育成のため、子ども会などが行う取り組みを支援
- ・高齢者が気軽に集い、交流できる場として、地域自治区ごとに「通いの場」を設置

- ・市民の新たな交流の場として高田公園オーレンプラザを整備
- ・平成30年度の開館に向けた新水族博物館の建設工事および海水取水設備工事の実施
- ・東京オリンピック・パラリンピックのドイッ体操チームの事前合宿の誘致
- ・結婚・出産・子育て
- ・妊娠・出産・育児に必要な情報をモバイル端末へ提供する「上越市電子母子手帳アプリ」のサービスを開始
- ・まちの活性化
- ・高齢化率が50%以上の中山間地域の集落に対して、地域の住民組織やNPOなどが行うボランティア派遣事業を支援
- ・U-Iターンとまちの拠点性
- ・移住に関する情報発信、セミナー開催や相談対応のほか、移住サポート

- ・雪室・利雪による地域産業イノベーション
- ・雪を活用した地域産業の活性化を図るため、旧安塚ほのぼのの雪室を改修するなど、商品開発に取り組みやすい環境を整備
- ・雪下・雪室野菜の生産拡大を図るために必要な資機材などの購入を支援
- ・雪室商品などの市場を開拓・拡大するため、「雪室推進プロジェクト」が行うPRイベントや首都圏などにおけるニーズ調査、テスト販売を支援
- ・雪室・利雪による地域産業イノベーション
- ・雪を活用した地域産業の活性化を図るため、旧安塚ほのぼのの雪室を改修するなど、商品開発に取り組みやすい環境を整備
- ・雪下・雪室野菜の生産拡大を図るために必要な資機材などの購入を支援
- ・雪室商品などの市場を開拓・拡大するため、「雪室推進プロジェクト」が行うPRイベントや首都圏などにおけるニーズ調査、テスト販売を支援
- ・地方創生の交付金を活用した二つの取り組み
- ・城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」
- ・町家を住まいとして再生するモデルとして、空き家となった町家を取得し、学生用シェアハウスとして改修工事などを実施
- ・街なか回遊マップを作成するなど、来訪者の回遊性向上の取り組みを促進
- ・日本最古級の現役映画館である高田世界館の知名度を活用した集客イベントの開催や高田のPR映像の制作
- ・100年料亭の全国ネットワークの構築やシンポジウムの開催を支援
- ・団体への支援などを通じた移住希望者の受け入れ

上越市の財政状況

普通会計

普通会計とは、地方公共団体間で異なる会計範囲を統一的な基準で整理し、比較できるように組み直したものです。

当市の普通会計は、一般会計と新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計で構成しています。

歳入総額	1,117億8,583万円
歳出総額	1,093億470万円
差引	24億8,113万円
実質収支	18億3,140万円
単年度収支	△1,837万円
実質単年度収支	△1億6,185万円

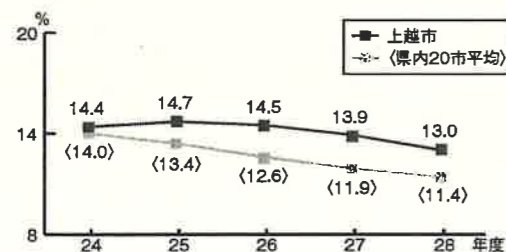
健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等は、全ての比率が警戒ラインとなる早期健全化基準を下回りました。

	説明	当市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率	- %	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	全ての会計を対象にした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率	- %	16.25%	30.00%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本にした額に対する比率	13.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本にした額に対する比率	85.6%	350.0%	-
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	- %	経営健全化基準	20.0%

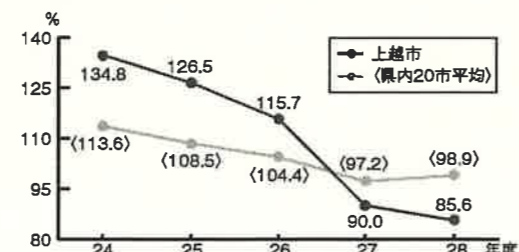
実質公債費比率

借入金返済に対する財政負担の健全度を判断するもので、後年度負担の軽減に取り組んだ結果、前年度から0.9ポイント改善し、13.0%となりました。



将来負担比率

一般会計等が将来負担しなければならない負債が、標準財政規模に対して、どの程度あるのかを示すもので、前年度から4.4ポイント改善し、85.6%となりました。



今後の財政見通し

平成20年度以降において、大規模な災害が相次いだ平成23年度を除いて、黒字を維持してきた実質単年度収支が赤字となるなど、第2次財政計画で見込んだ支出が収入を上回る状況が目に見える形で現れてきています。今後も市税や地方交付税などの主要一般財源の下振れの影響から、市の貯金である財政調整基金を取り崩して収支の均衡を図る状況が続くと見込まれます。

第5次行政改革で位置付けた取り組みを着実に実行するとともに、毎年の予算編成の際の経費節減、さらなる自主財源確保の取り組みを進めることで財政の健全化を保っていきます。そして、引き続き教育、福祉、子育てなど市民の皆さんの生活を支える基礎的な行政サービスを確保しつつ、将来に向けた価値ある投資を着実に推進するとともに、総合計画の将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

市の財産

市の保有財産(一般会計)は、次のとおりです。

土地	2,086万8,216㎡
建物(延面積)	106万3,082㎡
有価証券	17億6,538万円
出資金	8億8,410万円
債権	11億8,779万円
基金(財政調整基金)	127億9,041万円
基金(財政調整基金以外)	83億6,997万円

※基金とは地方公共団体の貯金のことで、このうち、財政調整基金は、災害などの不測の事態に備えるほか、借入金の返済や収支不足の補てんのために積み立てておくものです。



上越市の家計簿 ～上越市が給料収入400万円の家庭だったら～

平成28年度の一般会計決算を家計に置き換えてみました。収入は、給料、親からの仕送り、借入金など合計で784万円。支出は、生活費、自宅の増築費などの増加により767万円となり、差額の17万円を翌年度の収入として繰り越しました。貯金を取り崩すことで収入不足を補えましたが、今後、給料などの収入の減少が見込まれるため、引き続き支出の節減と収入の確保が必要です。

()内の矢印は、平成27年度決算と比較した増減を表しています。

【収入】

給料	400万円 (→)
市税、地方交付税など(市民税、固定資産税など皆さんから納められた税金や、市の財源不足に対して国から交付されるお金など)	
その他の収入	96万円 (↓)
使用料・負担金など(市の施設の利用料や、市の事業により特に利便を受ける人が負担するお金など)	
親からの仕送り	150万円 (↑)
国・県支出金(特定の目的のために、国や県から支給されるお金)	
小計①	646万円 (↑)
貯金の取崩し	20万円 (↑)
繰入金(財政調整基金から受け入れたお金)	
借入金	118万円 (↑)
市債(市が長期間に渡り返済する借入金)	
■貯金および借入金(平成28年度末)	
貯金残高(財政調整基金) …	88万円 (↓)
借入金残高(市債残高) …	835万円 (↑)
小計②	138万円 (↑)
収入合計①+②	784万円 (↑)

【支出】

食費	117万円 (↑)
人件費(職員などへ労働の対価、報酬として支払われるお金)	
生活費	142万円 (↑)
物件費、補助費など(旅費、消耗品費、燃料費、委託料、補助金などにかかるお金)	
医療費	101万円 (↑)
扶助費(子どもや高齢者、障害のある人の福祉などにかかるお金)	
自宅の修理費	26万円 (↑)
維持補修費(市が管理する道路や学校など施設の修繕などにかかるお金)	
自宅の増築費	148万円 (↑)
普通建設事業費(道路や学校など施設の新増設などの建設事業にかかるお金)	
子どもへの仕送り	76万円 (↑)
他会計への繰入金など(一般会計から特別会計へ支出されるお金など)	
借入金の返済	109万円 (↑)
公債費(地方債の元金および利子の支払いにかかるお金)	
貯金	8万円 (↓)
積立金(財政調整基金に積み立てるお金)	
その他の支出	41万円 (↓)
貸付金など(企業などに貸し付けるお金など)	
支出合計	767万円 (↑)

特別会計

特別会計は、市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは別に経理を行う会計です。

会計名	歳入総額	歳出総額	会計名	歳入総額	歳出総額
国民健康保険	221億5,165万円	218億6,771万円	地球環境	7,351万円	7,351万円
診療所	5億2,471万円	5億2,471万円	新幹線新駅地区土地区画整理事業	4億6,659万円	4億6,659万円
乗道事業	4,738万円	4,738万円	浄化槽整備推進事業	1,082万円	1,082万円
下水道事業	110億541万円	110億202万円	後期高齢者医療	17億8,009万円	17億6,086万円
農業集落排水事業	24億4,187万円	24億4,187万円			
介護保険	228億4,286万円	225億5,976万円			

企業会計

企業会計は、地方公営企業法の適用を受けて経営している会計です。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、内部留保資金などで補てんしました。

会計名	収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出
ガス事業	62億1,626万円	60億7,832万円	1億1,694万円	16億1,118万円
水道事業	63億2,167万円	49億2,505万円	9億5,084万円	31億151万円
簡易水道事業	8億8,292万円	6億6,657万円	2億3,119万円	4億2,229万円
工業用水道事業	1,719万円	1,331万円	0円	0円
病院事業	25億6,597万円	24億8,231万円	1億3,868万円	2億655万円

I 地方分権改革について知りたい

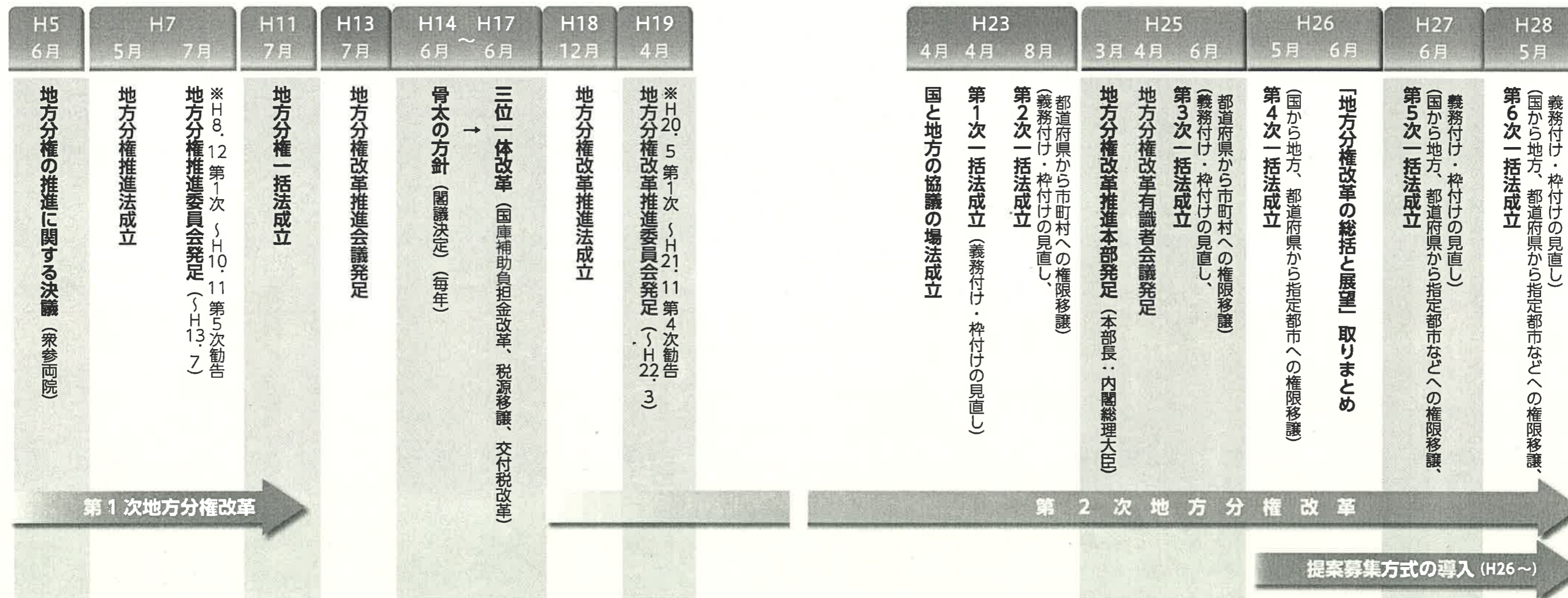
1. 地方分権改革のこれまでの経緯

さらに詳しく知りたい方はこちら！

地方分権改革アーカイブ

検索

地方分権改革のこれまでの歩み



第1次地方分権改革

第2次地方分権改革

提案募集方式の導入（H26～）

第1次地方分権改革の概要

- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
（機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度）
- 国の関与の新しいルールの創設
（国の関与の法定化など）
- 権限移譲
（国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲）
- 条例による事務処理特例制度の創設
（地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度）

第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直しなど）
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など

提案募集方式の導入

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

Point 地方分権改革は、大きく分けて、二つの時期で進められてきました。

一つ目は、国と地方の関係が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に変わり、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールなど、地方分権の理念・基礎が形成された「第1次地方分権改革」です。

二つ目は、個別の法令により定められている多数の①地方に対する規制（義務付け・枠付けなど）の緩和や、②国などの事務・権限の移譲（都道府県→市町村、国→都道府県など）を進める「第2次地方分権改革」です。

平成26年からは、従来の国主導による委員会勧告方式から、地域の事情や課題に精通した地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体等

から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」が導入されています。

これらをまとめれば、
・第1次地方分権改革により形成された、国と地方の新たな関係という土台の上に、
・第2次地方分権改革により実現した個別の地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲の積み重ねによって、地方において、地域の実情に応じた行政が展開できるようになったと言えます。

さらに、「提案募集方式」によって、国主導の改革から、地方の提案に基づくボトムアップ型の改革に移行し、「国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる」地方分権改革が推進されています。

I 地方分権改革について知りたい

1 地方分権改革のこれまでの経緯

I 地方分権改革について知りたい

2. 地方分権改革による主な成果

これまでの地方分権改革によって、地方における条例の制定範囲が広がり、各地方公共団体でさまざまな取組が行われた結果、住民サービスの向上や行財政改革の推進など、国民が実感できる改革の成果が現れてきています。ここでは、地方分権改革によって実現した国の制度改革の類型と主な成果について紹介します。

1 義務付け・枠付けの見直し

(1) 制度改革の内容

これまで法令により全国一律に定められていた、施設・道路・公営住宅等の基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止したりするなどの見直しを行ったものです。

(2) 制度改革の成果

地方公共団体が、地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、その独自基準に適合した施設などが整備できるようになりました。また、国への協議などが不要となり、各地方公共団体の事務の簡素化・迅速化が図られました。

事例

特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減 鹿児島県

従来、特別養護老人ホームの居室定員は、国の基準により原則1人と定められてきたが、地方分権改革により、知事が必要と認める場合、居室定員を4人以下に緩和できる独自基準を条例で定め、利用料の軽減、入所者数の増加が実現

従前

●従来、特別養護老人ホームの居室定員については、老人福祉法に基づく国の基準により全国一律で原則1人とされてきた
※特別養護老人ホームとは、常時介護を必要とし、かつ、在宅生活が困難な高齢者を対象とした施設(原則、要介護3以上)

地域の課題

1人部屋(個室)では、入所者数が限られ、利用料が割高となり経済的負担が大きい

※鹿児島県のへき地・離島の所得水準は全国平均の約6割

このため、ユニット型個室だけでなく、4人部屋(多床室)も認めるよう市町村などが要望



見直し

第1次一括法により、老人福祉法が改正され、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が条例に委任され、居室定員などの基準が「参酌すべき基準」に

取組後

●県独自の基準として、知事が必要と認める場合は、居室定員を緩和できる旨を条例に規定
国の基準:原則1人
県独自の基準:知事が必要と認める場合、4人以下にできる

取組の成果

●条例により3施設が改築され、多床室を含む200施設が整備
●従来の個室(34,500円)から、多床室(25,200円)に軽減され、より多くの低所得者が入所しやすくなった



県独自の基準に基づき整備された4人居室

入所者の負担軽減

入所者同士の連帯感の向上

II 提案募集方式について知りたい

1. 提案募集方式の概要

1 提案募集方式の特色

個性を活かしつつ、自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応した地方分権改革を推進するとの観点から、平成26年から地方の発意に根ざした新たな取組として、「提案募集方式」が導入されています。

「提案募集方式」(H26年～)の概要・特色

概要

地方公共団体等

●「地方公共団体への事務・権限の移譲」、「地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)」について、具体的支障事例や制度改正による効果とあわせて提案

事前相談・提案

関係府省回答

関係府省回答に対する見解

提案内容、各種回答、調整結果は、内閣府のホームページで公表

政府

●内閣府が実現に向けて関係府省と調整
●重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は提案募集検討専門部会で、集中的に調査・審議

特色

- ①従来型の事務局、地方6団体、学識経験者による項目選定によっては取り上げることのできなかった、義務付け・枠付けの廃止・縮減、障害項目について提案
- ②具体的な支障の指摘を伴った説得力ある提案
- ③制度改正につながらなくとも、実際の支障に即した解決策を見出すことにつながる提案
- ④手挙げ方式という新しい権限移譲の方式の活用

平成28年における地方からの提案に対する実現・対応の割合は、76.5% となっています。

2 提案の主体

提案主体となることができる団体(以下、「提案団体」という。)は、以下のとおりです。

- (1) 都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- (2) 一部事務組合及び広域連合
- (3) 全国的連合組織
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項に規定する届出をしたものをいう。以下同じ。)
- (4) 地方公共団体を構成員とする組織(上記(3)を除く。)